

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月26日
【事業年度】	第6期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社東京スター銀行
【英訳名】	The Tokyo Star Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役頭取 タッド・バッジ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京スター銀行横浜支店 （神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行千葉支店 （千葉県千葉市中央区富士見二丁目3番1号） 株式会社東京スター銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行名古屋支店 （愛知県名古屋市東区武平町5番1号） 株式会社東京スター銀行大阪支店 （大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	50,149	61,485	63,059	68,323	75,643
連結経常利益	百万円	21,941	25,644	22,747	24,043	25,588
連結当期純利益	百万円	12,937	14,543	14,570	17,149	16,108
連結純資産額	百万円	53,610	62,051	76,301	91,005	102,322
連結総資産額	百万円	1,195,321	1,231,714	1,450,163	1,505,492	1,682,345
1株当たり純資産額	円	382,528.97	443,221.65	545,011.65	130,007.85	146,175.53
1株当たり当期純利益	円	92,011.35	103,884.47	104,076.22	24,499.10	23,012.13
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.27	9.23	8.84	8.95	9.52
連結自己資本利益率	%	26.48	25.14	21.06	20.50	16.66
連結株価収益率	倍	—	—	—	17.30	16.16
営業活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	109	△100,749	51,369	△122,408	△9,525
投資活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	9,588	51,656	5,034	93,848	△42,599
財務活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	△4,000	△3,060	△3,000	△1,300	9,049
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	130,302	78,149	131,553	101,692	58,617
従業員数 〔外、平均臨時従業 員数〕	人	920 〔396〕	837 〔258〕	960 〔213〕	1,017 〔197〕	1,109 〔188〕

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 臨時従業員数には、嘱託を含んでおります。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成14年度から平成16年度については潜在株式が存在しないため、平成17年度から平成18年度については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載していません。

7. 平成14年度から平成16年度までの連結株価収益率については、当行は証券取引所に非上場かつ非登録のため記載しておりません。
8. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成15年度以降の連結財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。
9. 当行は平成17年9月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。  
 なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、平成15年度と平成16年度について遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

		平成15年度	平成16年度
		(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	88,644.33	109,002.33
1株当たり当期純利益	円	20,776.89	20,815.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	48,752	58,190	60,225	66,545	73,726
経常利益	百万円	20,742	24,651	22,059	22,174	21,717
当期純利益	百万円	11,707	13,806	13,175	16,695	15,595
資本金	百万円	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
発行済株式総数	千株	140	140	140	700	700
純資産額	百万円	55,074	62,772	75,557	89,888	100,688
総資産額	百万円	1,196,226	1,226,087	1,444,080	1,504,579	1,683,388
預金残高	百万円	1,093,911	1,118,363	1,329,918	1,366,471	1,484,137
貸出金残高	百万円	566,420	691,091	860,630	1,025,534	1,164,946
有価証券残高	百万円	425,336	371,680	364,597	276,683	323,599
1株当たり純資産額	円	392,990.69	448,373.06	539,693.76	128,411.95	143,840.32
1株当たり配当額	円	42,857.14	7,142.85	9,285.71	5,000.00	5,000.00
1株当たり当期純利益	円	83,222.18	98,618.16	94,113.98	23,850.06	22,279.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.50	9.29	8.77	8.84	9.42
自己資本利益率	%	22.98	23.43	19.05	20.18	16.36
株価収益率	倍	—	—	—	17.77	16.69
配当性向	%	51.49	7.24	9.86	20.96	22.44
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	892 [356]	717 [224]	879 [185]	933 [172]	1,037 [162]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第6期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益(以下「1株当たり情報」という。))の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第6期(平成19年3月期)から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 単体自己資本比率は、第6期(平成19年3月期)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、第5期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 臨時従業員数には、嘱託を含んでおります。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期から第4期については潜在株式が存在しないため、第5期から第6期については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

7. 第2期から第4期までの株価収益率については、当行は証券取引所に非上場かつ非登録のため記載しておりません。

8. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期以降の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

9. 当行は平成17年9月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、第3期と第4期について遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

		第3期	第4期
		(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	89,674.61	107,938.75
1株当たり当期純利益	円	19,723.63	18,822.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—

## 2 【沿革】

平成13年1月	米国テキサス州ダラスを本拠とし、世界の主要地域で投資活動をしている大手ファンド Lone Starの運営するローン・スター・ファンドⅢ, (U.S.), L.P. 及びローン・スター・ファンドⅢ, (Bermuda), L.P. の出資により、株式会社日本ファイナンス・インベストメンツ (NFI) として設立される
平成13年5月	商号を株式会社東京スター銀行へ変更
平成13年5月	銀行業の免許等を取得
平成13年6月	株式会社東京相和銀行から営業の全部譲渡を受けて営業開始
平成13年12月	不動産ノンリコースローン取扱開始
平成14年1月	投資信託窓口販売開始
平成14年3月	上野支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成14年3月	日比谷支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成14年4月	損害保険商品販売開始
平成14年7月	東京信用組合3店舗営業譲受
平成14年7月	東京中央信用組合6店舗営業譲受
平成14年8月	千葉県商工信用組合8店舗営業譲受
平成14年10月	生命保険商品販売開始
平成14年11月	千葉支店及び横浜支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成14年12月	DIPファイナンス取扱開始
平成15年2月	スターワン口座/スターワン住宅ローン販売開始
平成15年3月	株式会社中部銀行4店舗営業譲受
平成15年4月	株式会社東京シティファイナンスの株式100%を取得し、同社とその子会社であった株式会社シティクレジットを子会社化
平成15年5月	おまとめローン「BANK BEST」販売開始
平成15年6月	自由が丘支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成15年6月	委員会等設置会社へ移行
平成15年7月	MasterCard International社から3ブランドのプリンシパル・メンバーシップ取得
平成15年8月	本店営業部ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成15年9月	株式会社シティクレジットを、株式会社東京スター銀キャピタルに社名変更
平成15年12月	調布支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成16年1月	総合住宅ローン株式会社の株式94%を取得し子会社化
平成16年3月	平塚宮の前支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成16年4月	立川支店ファイナンシャル・ラウンジ (高島屋店舗内) オープン
平成16年6月	大阪支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成16年10月	株式会社東京シティファイナンス、株式会社東京スター銀キャピタル、株式会社東京スター銀カード及び総合住宅ローン株式会社を合併し、株式会社TSBキャピタルとして発足
平成16年11月	船橋支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成17年2月	名古屋出張所オープン(平成18年7月より 名古屋支店ファイナンシャル・ラウンジ)
平成17年4月	藤沢支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成17年5月	渋谷支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成17年8月	証券仲介業務開始
平成17年9月	みのり債権回収株式会社(現社名 TSB債権管理回収株式会社)の株式100%を取得し子会社化
平成17年10月	福岡出張所オープン(平成19年3月より 福岡支店ファイナンシャル・ラウンジ)
平成17年10月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
平成18年7月	株式会社サークルKサンクスと「ゼロバンク」ATMサービス開始
平成18年11月	仙台支店ファイナンシャル・ラウンジ オープン
平成19年3月	銀行代理業務委託契約を株式会社エフアンドエムと締結

### 3 【事業の内容】

当行及び当行の連結子会社は、平成19年3月31日現在、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心に、以下の事業を行っております。

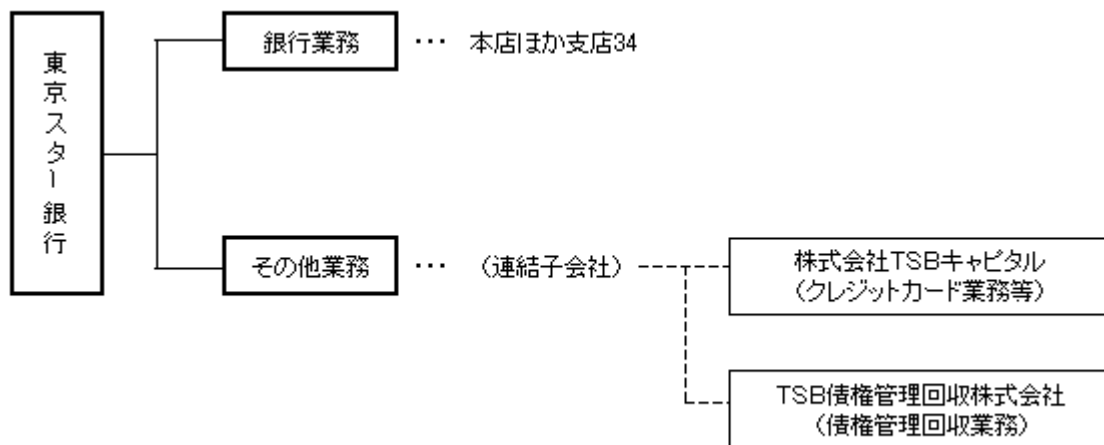
[銀行業務]

預金業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、商品有価証券業務、ノンリコースファイナンス業務、投資信託・保険商品販売業務 等

[その他業務]

クレジットカード業務、債権管理回収業務 等

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社TSBキャピタル	東京都新宿区	500	貸金業、クレジットカードの取扱いに関する業務	100 (-) [ - ]	6 (2)	-	預金取引・金銭貸借関係・債務保証	-	-
TSB債権管理回収株式会社	東京都港区	500	債権管理回収業	100 (-) [ - ]	6 (2)	-	預金取引関係・業務受託	当行より建物の一部賃借	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。  
 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。  
 3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。  
 4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。  
 5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数（人）	1,037 [162]	72 [26]	1,109 [188]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員171人を含んでおりません。  
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,037 [162]	40.0	3.5	8,814

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員162人を含んでおりません。  
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者は含めておりません。  
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
5. 従業員は各専門分野で中途採用したため、前年度比104名増加しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ・業績

当連結会計年度における経済情勢を振り返りますと、日本経済は緩やかに拡大しました。輸出は引き続き中国等海外経済が拡大する中で増加しており、国内においては高水準の企業収益を背景に設備投資が増加を続け、個人消費も底堅く推移しました。

金融情勢に目を向けますと、そうした日本経済の緩やかな拡大を背景に、日銀がゼロ金利政策を解除し、昨年7月、続いて今年2月に各々0.25%の利上げを行い、短期市場金利は0.5%へ引き上がりました。長期金利は、先行きの物価上昇期待が抑制されたことから1%台後半で落ち着いた動きになりました。一方、日経平均株価は、期初一旦14,000円台まで下げた後、上昇に転じて当連結会計年度末には17,000円台へ回復しました。

こうした金融情勢のもと、リテールバンキング業務については、当行の企業フィロソフィーである「Financial Freedom（お客さまをお金の心配から解放すること）」を実現すべく、お客さまにゆったりとした気分でご相談いただける「コーチング・ブース」を中心にデザインされた「ファイナンシャル・ラウンジ」、ATM、インターネット、電話などの多様なチャネルを活用し利便性に優れたネットワークを増強する一方、高い商品開発力を維持して「ユニークな商品・サービス」の充実・強化に努めてまいりました。

たとえば、新商品については、仕組み預金として昨年10月には世界分散投資ができる「投資系外貨定期預金 一番どり」、12月には個人向け国債連動型定期預金「J+（ジェイ・プラス）」の販売を各々開始し、高金利ニーズを捉えた商品の品揃えを充実いたしました。一方、個人向けローンについては、10月に自由返済型「スターフィット住宅ローン」の販売を開始しました。

また、昨年8月には住宅メーカーグループと新型リバースモーゲージ「充実人生」及び優遇金利による住宅ローンで提携し、シニア世代のリフォームと建替えの支援を開始しました。さらに、今年3月には株式会社エフアンドエムと銀行代理業務委託契約を締結し、4月より、エフアンドエムが当行の代理業者として住宅ローンや中小企業・個人事業向け融資等の金融サービスの提供を開始することを決定いたしました。

一方、コーポレートファイナンス業務については、「中小企業に対して、高い付加価値を有するソリューションを提供すること」を戦略の要とし、着実な成果を上げてまいりました。ノンリコースローンなどのストラクチャードファイナンスの手法を充実させる一方で、医療・福祉、環境、運輸業を戦略分野とし、これらの業種に対するソリューション提供のために、専門性の高い人員を配置してまいりました。

これら取組の成果として、医療分野では、昨年4月に経営支援業者及びハウスメーカーとの提携により、開業医向け医業用建物建築資金等のファイナンス、「ドクターハウスローン」を開発しました。環境分野でも、4月にエネルギーサービス事業に対して火力発電設備の買収資金としてプロジェクトファイナンスを、5月に首都圏最大級の産業廃棄物最終処分場へシンジケートローンをそれぞれ組成しました。

また、新たな業務として、11月には非預金等受入金融機関（モーゲージバンク）からの住宅ローン債権の買取業務を開始しました。

#### 預金

預金残高は当連結会計年度末残高で1兆4,804億円となり、対前連結会計年度末比1,157億円の増加となりました。特に、個人預金については、安定的な増加により対前連結会計年度末比11.3%増加して1兆2,129億円となり、総預金に占める割合も81.9%となりました。

#### 貸出金

リテールバンキングの積極的展開により住宅ローンを中心に個人ローンが堅調に増加したこと、プロジェクトファイナンス等の継続的展開や専門事業等への融資が増加したことから、貸出金の当連結会計年度末残高は1兆1,690億円となり、対前連結会計年度末比1,371億円の増加となりました。

#### 有価証券

有価証券については、効率性及び機動性等を考慮し運用した結果、当連結会計年度末残高は3,186億円となり、対前連結会計年度末比472億円の増加となりました。

#### 為替取扱高

内国為替業務は、当連結会計年度中の取扱高が4兆1,379億円となりました。

また、外国為替業務は、当連結会計年度中の取扱高が2,466百万ドルで、対前連結会計年度比501百万ドルの増加となりました。

## 店舗

銀行業を営む営業所としては、昨年7月には名古屋出張所を支店へ昇格させて同中心地、栄に名古屋支店ファイナンシャル・ラウンジとし、11月には東北地区で最大の経済都市である仙台に仙台支店ファイナンシャル・ラウンジを新規開設し、さらに今年3月には福岡出張所の店舗面積を拡張し支店へ昇格させて福岡支店ファイナンシャル・ラウンジを開設しました。これにより首都圏を中心に35本支店の充実したネットワークを構築しております。

また、昨年7月より株式会社サークルKサンクスと業務提携し関東圏の同社コンビニ店舗において銀行引き出し手数料無料の「ゼロバンク」ATMサービスを開始し、ネットワークの充実・強化に努めました。

その他、子会社の2営業所を有しております。

## 損益

経常収益は、リテールバンキングの積極的な展開により個人ローンが大幅に増加したため、資金収益が対前連結会計年度比48億円増加したこと、役務取引等収益が投資信託や個人年金保険等の販売が順調に伸びたことから対前連結会計年度比19億円増加したこと等により対前連結会計年度比73億円増加し、756億円となりました。一方、経常費用は、定期預金の増加等により預金利息が対前連結会計年度比12億円増加したこと、業容拡大に伴い物件費等経費も対前連結会計年度比36億円増加したこと等により対前連結会計年度比57億円増加し、500億円となりました。以上により、経常利益は対前連結会計年度比15億円増加し、255億円となりました。

特別利益は、前連結会計年度には貸倒引当金を取り崩しとなったことによる取崩益37億円を計上しておりましたが、当連結会計年度は繰入れであったこと等から、対前連結会計年度比で43億円減少し14億円となりました。また、特別損失は対前連結会計年度比で6億円減少し1億円となりました。このため、税金等調整前当期純利益は、対前連結会計年度比21億円減少し268億円となりました。当期純利益は161億円で、対前連結会計年度比10億円の減少となりました。

### ・キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比べ430億円減少し、586億円となりました。

このうち営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の増加等により収入が対前連結会計年度比1,128億円増加し、95億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却取引および取得取引の減少等により、支出が対前連結会計年度比1,364億円増加し、425億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付社債125億円の発行を主な要因として、収入が対前連結会計年度比103億円増加し、90億円の収入となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、42,145百万円、役員取引等収支は9,296百万円、その他業務収支は、3,312百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は39,214百万円、役員取引等収支は10,524百万円、その他業務収支は3,228百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は、2,930百万円、役員取引等収支は4百万円、その他業務収支は83百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	36,282	2,480	—	38,762
	当連結会計年度	39,214	2,930	—	42,145
うち資金運用収益	前連結会計年度	43,338	3,970	214	(497) 46,598
	当連結会計年度	47,076	4,794	145	(239) 51,485
うち資金調達費用	前連結会計年度	7,056	1,490	214	(497) 7,835
	当連結会計年度	7,861	1,863	145	(239) 9,339
役員取引等収支	前連結会計年度	8,753	△0	62	8,690
	当連結会計年度	10,524	4	1,231	9,296
うち役員取引等収益	前連結会計年度	13,343	6	2,324	11,025
	当連結会計年度	18,482	9	5,551	12,939
うち役員取引等費用	前連結会計年度	4,589	6	2,261	2,334
	当連結会計年度	7,957	5	4,319	3,642
その他業務収支	前連結会計年度	853	492	△3	1,349
	当連結会計年度	3,228	83	—	3,312
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,163	808	0	1,971
	当連結会計年度	3,438	184	—	3,622
うちその他業務費用	前連結会計年度	309	316	4	622
	当連結会計年度	209	100	—	310

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の数字は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。
4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額の利息(前連結会計年度21百万円、当連結会計年度21百万円)を控除して表示しております。

## (2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定平残は、貸出金及び有価証券を中心に1,511,795百万円となりました。資金運用勘定利息は、貸出金利息及び有価証券利息配当金を中心に51,485百万円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは3.40%となりました。なお、国内業務部門は3.22%、国際業務部門は4.23%となりました。

資金調達勘定平残は預金を中心に1,437,287百万円となりました。資金調達勘定利息は預金利息を中心に9,339百万円となりました。この結果資金調達勘定利回りは0.64%となりました。なお、国内業務部門は0.57%、国際業務部門は1.66%となりました。

## ① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(93,781) 1,343,737	(497) 43,338	3.22
	当連結会計年度	(43,622) 1,460,249	(239) 47,076	3.22
うち貸出金	前連結会計年度	950,916	38,124	4.00
	当連結会計年度	1,083,684	41,085	3.79
うち商品有価証券	前連結会計年度	10	0	2.49
	当連結会計年度	7	0	2.28
うち有価証券	前連結会計年度	215,726	1,828	0.84
	当連結会計年度	204,967	2,847	1.38
うちコールローン	前連結会計年度	27,893	0	0.00
	当連結会計年度	65,993	174	0.26
うち預け金	前連結会計年度	4,365	3	0.07
	当連結会計年度	5,485	19	0.35
資金調達勘定	前連結会計年度	1,285,181	7,056	0.54
	当連結会計年度	1,378,354	7,861	0.57
うち預金	前連結会計年度	1,272,665	6,841	0.53
	当連結会計年度	1,364,247	7,566	0.55
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,205	4	0.07
	当連結会計年度	1,178	2	0.22
うちコールマネー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	329	0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	11,446	231	2.02
	当連結会計年度	6,881	145	2.11

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内（連結）子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社であります。

3. ( ) 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4. 資金調達は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度4,139百万円、当連結会計年度3,826百万円）及び利息（前連結会計年度21百万円、当連結会計年度21百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	140,530	3,970	2.82
	当連結会計年度	113,221	4,794	4.23
うち貸出金	前連結会計年度	9,174	281	3.07
	当連結会計年度	19,881	972	4.88
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	127,413	3,504	2.75
	当連結会計年度	83,704	3,258	3.89
うちコールローン	前連結会計年度	1,066	36	3.39
	当連結会計年度	7,327	462	6.31
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,635	98	6.02
資金調達勘定	前連結会計年度	(93,781) 140,161	(497) 1,490	1.06
	当連結会計年度	(43,622) 111,807	(239) 1,863	1.66
うち預金	前連結会計年度	43,366	921	2.12
	当連結会計年度	49,290	1,412	2.86
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めておりません。

2. ( ) 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,390,486	18,304	1,372,181	46,812	214	46,598	3.39
	当連結会計年度	1,529,848	18,052	1,511,795	51,631	145	51,485	3.40
うち貸出金	前連結会計年度	960,091	12,980	947,111	38,406	214	38,192	4.03
	当連結会計年度	1,103,565	10,251	1,093,313	42,057	144	41,913	3.83
うち商品有価証券	前連結会計年度	10	—	10	0	—	0	2.49
	当連結会計年度	7	—	7	0	—	0	2.28
うち有価証券	前連結会計年度	343,140	3,529	339,611	5,333	—	5,333	1.57
	当連結会計年度	288,671	5,098	283,573	6,105	—	6,105	2.15
うちコールローン	前連結会計年度	28,959	—	28,959	36	—	36	0.12
	当連結会計年度	73,321	—	73,321	637	—	637	0.86
うち預け金	前連結会計年度	6,935	1,795	5,139	151	0	151	2.94
	当連結会計年度	7,121	2,702	4,419	118	1	117	2.65
資金調達勘定	前連結会計年度	1,331,560	11,142	1,320,418	8,049	214	7,835	0.59
	当連結会計年度	1,446,539	9,251	1,437,287	9,485	145	9,339	0.64
うち預金	前連結会計年度	1,316,031	1,795	1,314,235	7,762	0	7,762	0.59
	当連結会計年度	1,413,538	2,703	1,410,834	8,979	1	8,978	0.63
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,205	—	5,205	4	—	4	0.07
	当連結会計年度	1,178	—	1,178	2	—	2	0.22
うちコールマネー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	329	—	329	0	—	0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	11,446	9,346	2,100	231	214	17	0.81
	当連結会計年度	6,881	6,548	333	145	144	0	0.25

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内（連結）子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金調達は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度4,139百万円、当連結会計年度3,826百万円）及び利息（前連結会計年度21百万円、当連結会計年度21百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務及び取引高の消去額であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、預金・貸出業務及び為替業務を中心に合計で12,939百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて3,642百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	13,343	6	2,324	11,025
	当連結会計年度	18,471	20	5,551	12,939
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	6,033	—	639	5,394
	当連結会計年度	6,915	—	1,475	5,440
うち為替業務	前連結会計年度	1,298	6	—	1,304
	当連結会計年度	2,401	9	1	2,408
うち証券関連業務	前連結会計年度	1,798	—	—	1,798
	当連結会計年度	2,482	—	—	2,482
うち代理業務	前連結会計年度	331	—	—	331
	当連結会計年度	193	—	—	193
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	28	—	—	28
	当連結会計年度	26	—	—	26
うち保証業務	前連結会計年度	1,881	0	1,684	197
	当連結会計年度	4,217	—	4,073	144
うち信託関連業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち保険業務	前連結会計年度	1,970	—	—	1,970
	当連結会計年度	2,233	—	—	2,233
役務取引等費用	前連結会計年度	4,589	6	2,261	2,334
	当連結会計年度	7,946	15	4,319	3,642
うち為替業務	前連結会計年度	107	3	—	111
	当連結会計年度	184	2	—	186

- (注) 1. 国内業務部門とは当行の円建取引及び国内連結子会社であります。  
 2. 国際業務部門は当行の外貨建取引であります。  
 3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

## (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高 (末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,319,680	46,791	1,757	1,364,714
	当連結会計年度	1,432,981	51,155	3,681	1,480,455
うち流動性預金	前連結会計年度	372,711	—	1,502	371,209
	当連結会計年度	484,829	—	3,681	481,148
うち定期性預金	前連結会計年度	942,977	—	255	942,722
	当連結会計年度	940,349	—	—	940,349
うちその他	前連結会計年度	3,991	46,791	—	50,783
	当連結会計年度	7,801	51,155	—	58,957
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
総合計	前連結会計年度	1,319,680	46,791	1,757	1,364,714
	当連結会計年度	1,432,981	51,155	3,681	1,480,455

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社であります。

2. 国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3. 流動性預金は当座預金、普通預金、貯蓄預金及び通知預金の合計であります。定期性預金は、定期預金と定期積金の合計であります。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。



## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,031,891	100.00	1,169,024	100.00
製造業	13,148	1.27	16,734	1.43
農業	249	0.02	191	0.02
林業	145	0.01	56	0.00
漁業	102	0.01	204	0.02
鉱業	248	0.02	3	0.00
建設業	6,684	0.65	9,716	0.83
電気・ガス・熱供給・水道業	211	0.02	1,648	0.14
情報通信業	9,841	0.95	7,166	0.61
運輸業	9,870	0.96	9,715	0.83
卸売・小売業	38,540	3.74	28,597	2.45
金融・保険業	67,279	6.52	68,135	5.83
不動産業	306,742	29.73	333,648	28.54
サービス業	156,369	15.15	177,735	15.20
地方公共団体	1,185	0.12	928	0.08
その他	421,276	40.83	514,547	44.02
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,031,891	—	1,169,024	—

(注) 1. 「国内」とは当行（海外店を除く）及び国内（連結）子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外（連結）子会社であります。

## ② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

## (6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	127,084	—	—	127,084
	当連結会計年度	165,710	—	—	165,710
地方債	前連結会計年度	596	—	—	596
	当連結会計年度	603	—	—	603
社債	前連結会計年度	50,385	—	—	50,385
	当連結会計年度	74,028	—	—	74,028
株式	前連結会計年度	10,333	—	5,281	5,052
	当連結会計年度	8,444	—	4,993	3,450
その他の証券	前連結会計年度	1,841	86,517	—	88,359
	当連結会計年度	797	74,087	—	74,885
合計	前連結会計年度	190,242	86,517	5,281	271,478
	当連結会計年度	249,585	74,087	4,993	318,679

(注) 1. 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社であります。「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 相殺消去額は、当行が保有する連結子会社の株式であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	45,586	48,982	3,396
経費 (除く臨時処理分)	26,372	30,960	4,588
人件費	11,725	12,103	378
物件費	13,304	17,504	4,200
税金	1,343	1,353	10
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	19,214	18,022	△1,192
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入額前)	19,214	18,022	△1,192
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	19,214	18,022	△1,192
うち債券関係損益	815	21	△794
臨時損益	2,960	3,695	735
株式関係損益	△24	772	796
不良債権処理損失	4,510	3,230	△1,280
貸出金償却	4,510	3,215	△1,295
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	—	14	14
その他臨時損益	7,496	6,153	△1,343
経常利益	22,174	21,717	△457
特別損益	6,789	4,776	△2,013
うち固定資産処分損益	1,370	42	△1,328
うち償却債権取立益	3	1,284	1,281
うち貸倒引当金戻入益	4,845	3,472	△1,373
税引前当期純利益	28,964	26,494	△2,470
法人税、住民税及び事業税	12,536	9,926	△2,610
法人税等調整額	△267	971	1,238
当期純利益	16,695	15,595	△1,100

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用を加えたものであります。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	11,443	11,806	363
退職給付費用	281	297	16
福利厚生費	59	52	△7
減価償却費	1,426	1,943	517
土地建物機械賃借料	2,038	2,169	131
営繕費	47	30	△17
消耗品費	354	357	3
給水光熱費	244	225	△19
旅費	100	153	53
通信費	743	753	10
広告宣伝費	1,820	3,513	1,693
租税公課	1,343	1,353	10
その他	6,469	8,359	1,890
計	26,372	31,014	4,642

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度(%) (A)	当事業年度(%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	3.19	3.19	0.00
(イ)貸出金利回	3.96	3.74	△0.22
(ロ)有価証券利回	0.84	1.38	0.54
(2) 資金調達原価 ②	2.60	2.76	0.16
(イ)預金等利回	0.53	0.55	0.02
(ロ)外部負債利回	—	0.12	—
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.59	0.43	△0.16

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

### 3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	18.91	—
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	23.22	18.91	△4.31
業務純益ベース	23.22	18.91	△4.31
当期純利益ベース	20.18	16.36	△3.82

### 4. 預金・貸出金の状況 (単体)

#### (1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	1,366,471	1,484,137	117,666
預金 (平残)	1,316,031	1,413,538	97,507
貸出金 (末残)	1,025,534	1,164,946	139,412
貸出金 (平残)	940,709	1,088,453	147,744

#### (2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,089,496	1,212,946	123,450
法人	276,975	271,190	△5,785
合計	1,366,471	1,484,137	117,666

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

#### (3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	337,996	427,404	89,408
住宅ローン残高	292,966	359,676	66,710
その他ローン残高	45,030	67,728	22,698

## (4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	954,366	1,055,662	101,296
総貸出金残高	② 百万円	1,025,534	1,164,946	139,412
中小企業等貸出金比率	①/② %	93.06	90.61	△2.45
中小企業等貸出先件数	③ 件	60,355	73,641	13,286
総貸出先件数	④ 件	60,437	73,754	13,317
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.86	99.85	△0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	223	2,559	173	2,091
計	223	2,559	173	2,091

## 6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数 (千口)	金額 (百万円)	口数 (千口)	金額 (百万円)
送金為替	各地へ向けた分	1,299	2,023,344	1,536	2,053,078
	各地より受けた分	1,423	1,954,706	1,555	2,073,334
代金取立	各地へ向けた分	19	17,493	12	9,830
	各地より受けた分	2	3,169	1	1,754

## 7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額 (百万米ドル)	金額 (百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	442	718
	買入為替	459	792
被仕向為替	支払為替	527	464
	取立為替	535	490
合計		1,965	2,466

(自己資本比率の状況)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本比率の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。  
連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	19,000	19,000
	利益剰余金	47,937	64,046
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	3,500
	その他有価証券の評価差損(△)	432	98
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	87,505	100,447	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	14,875	14,226
	負債性資本調達手段等	3,000	15,500
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	3,000	15,500
	計	17,875	29,726
	うち自己資本への算入額 (B)	9,790	23,571
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	1,058
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	97,296	122,960

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,067,304	1,167,877
	オフ・バランス取引等項目	19,237	29,646
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,086,542	1,197,523
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	93,965
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	7,517
	※計(E)+(F) (H)	1,086,542	1,291,489
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)		8.95	9.52
(参考)Tier1比率 = A/H×100 (%)		—	7.77

- (注) 1. 告示第28条第2項(旧告示23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

#### 単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	19,000	19,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,000	2,000
	任意積立金	—	—
	次期繰越利益	44,816	—
	その他利益剰余金	—	60,411
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	3,500
	その他有価証券の評価差損(△)	427	98
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	86,388	98,813
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—



項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	13,091	9,916
	負債性資本調達手段等	3,000	15,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	15,500
	計	16,091	25,416
	うち自己資本への算入額 (B)	9,799	23,543
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	1,058
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	96,187	121,297
リスク・アセ ット等	資産(オン・バランス)項目	1,068,409	1,170,170
	オフ・バランス取引等項目	19,470	29,866
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,087,879	1,200,037
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額(G)/8% (F)	—	86,907
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	6,952
	※計(E)+(F) (H)	1,087,879	1,286,945
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		8.84	9.42
(参考) Tier1比率 = A/H × 100 (%)		—	7.67

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	41	29
危険債権	184	176
要管理債権	118	142
正常債権	9,963	11,359

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

当行グループの営業基盤の中心である首都圏は、多くの金融機関が激しい競争を展開する厳しいマーケットであります。お客さまのご要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地域金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画し、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、常にスピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら、引き続き高率の成長を追求してまいります。

また、昨年5月1日に施行された会社法に基づき、当行グループにおけるコーポレートガバナンス体制をより一層強化するとともに、金融商品取引法の施行を睨みつつ、財務報告に係る内部統制の充実化をさらに推進してまいります。そして、常に収益性を保ちながら市場のニーズに応えるため、多様なリスクを共通の枠組みに基づいて収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

さらに、お客さま及び社会全般からの信頼を得て、社会的信用を高めていくことが極めて重要なことであると認識し、高い倫理観に基づいた行動を心掛ける必要があると考えており、健全な業務を通じて揺るぎない信頼の確立を図るべく、全役職員が主体的かつ積極的にコンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当行並びにその連結子会社（以下、「当行グループ」という）の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行グループの事業その他に関するリスクは、これらのものに限られるものではなく、当行グループの認識していないリスクを含め、これら以外のリスクがないという保証はありません。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において判断したものであります。

### 1 事業戦略におけるリスクについて

#### (1) 法人金融業務における戦略について

当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画した競合他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めております。当行グループがかかる戦略を実行するに際しては、わが国のマクロ及びミクロの経済動向に加えて、下記のような重要なリスクに直面しております。

- 店舗及び法人顧客ベースの規模が国内大手銀行グループより小さいために、既存の顧客に対する貸出増加によって収益を十分に伸ばすことが出来ない可能性があります。
- 当行グループが経営資源を投入している不動産ノンリコースローンや医療・ヘルスケアビジネス、環境ビジネス等への貸出業務は、わが国において近年成長が著しい分野ですが、競合他行もこの分野に進出しており、今後の更なる成長やその収益性の拡大・維持については保証されておられません。
- 政府及び政府系金融機関が企業再生を主導又はこれに関与することにより、企業再生に対する融資業務及びアドバイザリー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。
- わが国銀行業界、特に首都圏における過当競争により、他行の貸出利率が当行グループの貸出利率より低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。

#### (2) リテール金融業務における戦略について

当行グループは、個人のお客さまが金融に関するあらゆる問題を気軽に相談することができ、金融知識を身につけていただけるような相談業務を重視した店舗「ファイナンシャル・ラウンジ」を展開し、お客さまのニーズに合わせた利便性の高いユニークな商品として「預金連動型住宅ローン」、「おまとめローン BANK BEST」（消費者ローン）に加えて「充実人生」（資産活用ローン）、あるいは「右肩上がり円定期」や「A I G コモディティファンド」等の商品を提供しております。また、ATM分野においても新たな発想で開発したサービスを充実したネットワークを展開し、特に、他行カードによるATM引き出し手数料を無料とするサービスを提供しております。

こうしたリテール金融業務の展開にあたり、必要な人員及び情報システム等へ重点的に経営資源を投入しています。しかし、顧客基盤が未だ小さいため、顧客の獲得及び「東京スター銀行」というブランドの確立が、困難となる可能性があり、当行グループのリテール金融業務の拡大計画が将来必ずしも成功する保証はありません。

#### (3) 他行との競合について

当行グループは、革新的な商品及びサービスの開発に努めることにより、過当競争により利幅の低下した分野での競争を避け、競争の少ない新規分野において高い利益率を維持することを重要な事業戦略としております。しかし、当行グループのかような努力が常に実を結ぶとは限りませんし、成功した商品・サービスについては同業他社により模倣されるリスクがあります。

また、日本の銀行業界においては、大企業向けの融資業務は減少傾向にあるため、各行とも、中小企業向けの融資の拡大に力を入れています。当行グループは、中小企業の金融ニーズに応えることを事業戦略のひとつとしていますが、この分野における過当競争に基づく利幅の低下により、当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、中小企業に対する貸出は、一般に高い金利が見込める一方で不良債権化するリスクも高いといえます。当行グループとしては、厳格な貸出基準を策定・順守することによりリスクとリターンのバランスとを均衡させるべく努力しておりますが、かかる努力が常に成功するとは限りません。

#### (4) 東京相和銀行等から取得した買取債権に関するリスクについて

株式会社東京相和銀行及びその他の金融機関から割引価格にて買い取った貸出金（以下、「買取債権」という）に由来する収益（注）は、平成18年度は11,645百万円となっています。比較的高収益の買取債権の残高は減少しておりますが、これらから相応の金利収入が発生しております。当行グループは、新規貸出及び手数料収入の拡大を図ることにより、買取債権に由来する金利収入に左右されない収益を上げることを目指しておりますが、成功が保証されているわけではありません。

（注）買取債権に由来する収益とは、「買取債権の債権金額と取得価額の差額に係る償却益から、証書貸付及び割引手形の形式による買取債権のうち問題債権（自己査定ガイドライン上の破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権）に分類されないものに関する一般貸倒引当金繰入額を控除し、買取債権に係る役務取引等収益及びその他経常収益を加えた金額」をいいます。

#### (5) 事業提携もしくは買収の可能性について

当行グループは、当行グループに欠けていると考えられる機能及びノウハウについては、内部的成長のみではなく、戦略的に事業提携や買収を活用してまいりました。例えば、昨年4月には、株式会社テレウェイブ等と業務提携し、開業医向け医業用建物建築資金等のファイナンス、「ドクターハウスローン」を開発しております。

また、8月には、三井ホーム株式会社及び同社関係会社とローン提携し、シニア世代を対象に、自宅の建替えや新築、リフォーム資金を提供することになりました。さらに、本年3月には、株式会社エフアンドエムと銀行代理業務委託契約を締結し、本年4月より、エフアンドエムが当行の代理業者として住宅ローンや中小企業・個人事業向け融資等の金融サービスの提供を開始することを決定いたしました。

今後も、事業提携や買収を検討してまいりますが、必ずしも魅力的なビジネスチャンスを得られるとは限りません。結果として収益性を確保できず、投資した資金及び費用を回収することができない可能性もあります。さらに、これらの提携や買収した事業の統合を進めるにあたり、重要な人材の確保やシステム・設備の更新等多大な経営資源の投入が要求される場合もあります。

## 2 貸出金等の債権に関するリスクについて

### (1) 貸倒引当金の十分性について

当行グループは、過去の貸倒れ実績、顧客の状況、当行グループが保有する担保・保証の価値及び経済全体の見通しその他の指標に基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。当行グループの実際の貸倒損失は、当行グループの予測と大きく異なり、引当金額を大幅に上回る可能性があり、そのような場合には、当行グループの貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況が悪化した場合、当行グループの保有する担保資産の価値が低下した場合、または、その他の要因により当行グループの予測を上回る貸倒れが生じた場合等には、当行グループは、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要が生じる可能性があります。

### (2) 特定業種への貸出金の集中について

当行の不動産業向け融資の比率は、平成19年3月末において貸出金全体の約29%を占めておりますが、主に不動産ノンリコースローンが貸出金全体の約14%を占めております。不動産ノンリコースローンは、与信先の信用度ではなく対象不動産から生じるキャッシュ・フローをその返済財源として債務の履行を担保するものであり、当行は不動産賃料、空室率、地価等のキャッシュ・フローに影響を及ぼすリスク要因の適切な分析を実施・管理するように努めておりますが、それらの変動により当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

### (3) リスク管理の限界について

当行グループは、リスク管理体制の構築に多くの経営資源を投入しておりますが、これによって全てのリスクを効果的に管理できるとは限りません。例えば、貸出金残高の急速な拡大や新商品・新サービスの導入に際しては、適切なリスク管理体制が構築されるまでは一定の試行錯誤があり得ます。

営業上のリスク、及び法律・規制に関するリスクの管理にあたっては、大量の取引や事実を正確に記録し検証する体制を構築する必要があります。当行グループは、業務規模の拡大に伴い、これに応じたリスク管理体制の維持・拡充に努めますが、かかる努力が成功しない可能性があります。

リスク管理にあたっては、過去の傾向、貸出先や金融市場の行動様式その他の過去のデータの分析がきわめて重要ですが、当行グループは歴史が浅いため、同業他社より少ないデータしか有しておりません。また、東京相和銀行からの買取債権については、債務者に関する財務情報等を入手できていないものもあります。さらに、過去のデータを参照しつつ適切なリスク管理をしたとしても、将来の事象を正確に予見しえるものではなく、予想外の損失を被る可能性があります。

#### (4) 特定の顧客に係る貸倒れリスク及び風評リスクについて

当行グループは、従来から銀行による金融サービスが十分に提供されていないと思われる事業分野の開拓に努めております。こういった事業の中には、十分な信用力を持たない企業によって経営されているものもあり、また過去の信用情報の蓄積も乏しいことから、例えば当該事業を営む顧客への貸付について不測の損害を被る等の可能性があります。

また、当行グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、厳格な審査を行っておりますが、預金等の取引については、完全にこれを排除することが困難といえます。従って、特定の預金開設者等に関する風評によっては、当行グループの社会的評価に悪影響が発生する可能性があります。

### 3 市場及び流動性リスクについて

#### (1) 市場変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品へ投資活動を行っておりますが、これらの活動による収益は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により影響を受けます。特に、債券投資については、金利が上昇した場合に債券価格の下落に伴う評価損の発生・拡大及び利鞘の縮小あるいは逆鞘が見込まれます。当行では、ALMの観点からデリバティブによるヘッジ取引等によりリスク管理をしておりますが、将来においてこれらの投資による損失を計上しない保証はありません。また、(特に米ドル貨に対して)円高が進行した場合には、当行が保有する外貨建て資産に評価損が発生することになります。外貨建て資産の保有は、外貨建て負債(主たるものは外貨建て預金)による為替リスクのヘッジを前提としていますが、外貨建て負債において外貨建て資産の評価損に対応する為替差益が得られない場合、その他為替リスクの管理に失敗した場合には、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

また、日本銀行は、5年ぶりに量的緩和政策並びにゼロ金利政策を解除しました。今後、さらに金融政策に変更がある場合には、資金利鞘の低下や、投資資産として保有する国内公社債の価値下落により、当行は悪影響を受ける可能性があります。また、金利が上昇した場合には、貸出金への需要の低下が予想されますし、変動金利で借り入れている債務者の中には、増加した金利負担に耐えられなくなる者が現れることも予想されるため、不良債権の増加をもたらす可能性があります。

#### (2) 信用格付けの影響について

当行の資金調達、預金が大半であります。資金状況等によっては市場調達も行う場合があります。格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等を有利な条件で実施できず、または条件にかかわらず一定の取引を行うことができなくなる可能性があります。かかる場合は、当行の資金調達コストの増加、流動性確保及びデリバティブ取引における制約等により損益・財務面で悪影響を受ける可能性があります。

#### (3) 資金調達に伴うリスクについて

当行の資金調達の方法としては、預金が最もコストの低い方法と考えており、実際、平成19年3月末における当行の負債の94%が預金となっております。これからの貸出業務拡大のための資金調達手段としても、預金(特に個人顧客からの預金)に依存するところが大きいと考えておりますが、かかる目論見が成功する保証はありません。その場合には、資本市場の利用、他の金融機関によるコミットメントラインの設定など、資金調達手段の多様化を図る必要がありますが、日本の市場の変動、日本経済の悪化、当行の信用力の低下、その他の予見し難い事情により、かかる試みが成功する保証はありません。また、これら預金以外の資金調達においては、預金よりも高い金利を要求される可能性があり、当行の貸出業務における利幅、その他当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

### 4 情報システムや外部業者の提供するサービスへの依存について

当行グループの経営戦略、特にリテール業務においては、チャネルの多様化を進めており、ATM、インターネットバンキング、テレホンバンキング等を充実・強化し、お客さまの様々なニーズに対応してサービスを提供しております。こうした戦略は、一般的に費用対効果は上がりますが、一方で情報システムの容量及び信頼性に大きく依存することになります。特に、当行の情報システムは、様々な状況を想定したバックアップ機能を備えており、東京都内のメインフレームが停止した場合のバックアップセンターとして群馬県(館林市)においてデータ及び機能を回復することができるように設計されておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。また、当行は、東京相和銀行から引き継いだ富士通株式会社製のメインフレーム・コンピュータシステムを利用しておりますが、これに加え、スターワン住宅ローンや外国為替関連の商品等のより複雑な商品に対応したシステムを構築することを目的として、別途、株式会社日本オラクル製のプラットフォームに基づいたシステムを構築し、メインフレーム/システムに組み込んでおります。したがって、二種類の異なるシステムを統合させていることから、より困難なシステム障害が発生する可能性があります。

なお、現在に至るまで大規模なシステム・トラブル等はなく、広範囲にわたりお客さまへのサービスが停止したことはありませんが、今後地震等の自然災害、停電、コンピューター・ウィルス等の事故あるいは人為的なミス等により情報システムが損害を受け、機能しなくなる可能性があります。

さらに、当行は、上記の通りメインフレーム・コンピュータシステムのオペレーションとそのバックアップやソフトウェアに関連するサービス、及びATMオペレーションを富士通に外部委託したり、音声及びデータのネットワークシステムについて、日本テレコム株式会社が提供するサービスを利用するなど、当行グループの業務にとって重要なサービスの多くを、外部業者のサービスに依存しております。こういった外部業者の提供するサービスに依存することにより、費用対効果を上げることができませんが、外部業者がサービスの提供を停止した場合や、対価を増額した場合などには、適切な代替業者が適時に見つかる保証はなく、当行グループの業務が中断されたり、当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

## 5 その他のリスクについて

### (1) 訴訟及び預金保険機構による訴訟に関する補償について

当行と預金保険機構との間で締結致しました「資金援助（金銭の贈与）に関する契約書」に基づき、当行は、平成13年6月11日以前の東京相和銀行の行為に関連する一定の種類の訴訟により負担した損失について、預金保険機構より補償を受けることができます。当該補償の対象は、銀行業務において想定される主要な類型を含んでおりますが、今後当該補償の対象とならない種類の紛争が発生しない保証、及び補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。また、平成13年6月の営業譲受から満6年を経過した現在までの間、東京相和銀行の行為に関連する重大な訴訟は発生しておりませんが、将来、個々に又は総額で当行の経営成績に重大な影響を及ぼす恐れのある訴訟又は裁判手続が発生しない保証はありません。

### (2) 予想し得ない緊急事態が発生した場合の影響について

当行では、企業存立そのものに大きな影響を及ぼすリスク「大規模地震・火災等の自然災害による緊急事態」、「金融危機による緊急事態」、「レピュテーションリスクによる緊急事態」等に対して、業務の復旧や継続についての対応方針、対応要領をあらかじめ定めた各種コンティンジェンシー・プランを策定しておりますが、これらは必ずしも業務の復旧、継続を保証するものではなく、復旧、継続が困難となる可能性があります。

### (3) 個人情報の保護について

当行グループでは、金融機関という社会的信頼性を強く求められる機関として、お客さまの情報に対する取扱いについては、従前より経営の最重要課題として認識し、強固な個人情報の保護に関する管理体制を構築しておりますが、全ての個人情報が適切に保護される保証はなく、個人情報が漏洩される可能性があります。なお、平成19年3月には、文書保管倉庫からの文書保存箱の移送において、口座開設申込書を始めとする個人の特定につながる情報が紛失するという事件がありました。

個人情報が漏洩された場合には、当行グループの社会的評価が損なわれることを通じて、業績が悪化する可能性もあります。また、金融当局から銀行法第26条に基づき、行政処分を受けることもあり、当行グループの業務に制限を受けたり、当行グループの評価が悪化することがあります。

### (4) 金融システムに伴うリスクについて

わが国の金融システム全般の安全性・健全性は、改善されているものの、引き続き懸念が持たれており、銀行業務及び財政状態に以下のような影響を与える可能性があります。

- 政府は、金融システムを維持し、国民経済全体の利益を保護するために、個々の銀行の株主の利益とは反する政策を取り入れる可能性があります
- 金融庁は、当行を含む銀行に対する定例検査又は臨時検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。
- わが国の金融システムに対する否定的な報道等により、預金者からの信頼が損なわれ、当行グループの企業イメージ又は当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。

### (5) 将来における法律改正等規制変更の影響について

当行グループは現行の法令、規則等に従い、業務を遂行しておりますが、将来において法令・規則等及びその他政策の変更等により発生する事態が当行グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。それらの事態がどのようなものであり、どの程度の悪影響を及ぼすかについて当行グループが予測し、かつコントロールすることは困難であります。

### (6) 監督官庁等による広範な規制について

当行は、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁等による監督・指導を受けております。さらに、当行グループは、金融当局による様々な規制・制限を受けております。例えば、自己資本比率規制、その他の銀行業務規制及びその業務範囲についての制限がありますが、その結果、ビジネスチャンスを失うこともあります。また、当行

は、業務全般及び貸出金等資産分類について金融庁および日本銀行の定期的な検査を受けております。当行グループが関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、銀行法第26条に基づき、業務改善命令や業務停止命令といった行政処分を受けることもあり得、当行グループの業務に制限を受けたり、当行グループの評価が悪化することがあります。

なお、下記「(11) 税務調査について」にあるとおり、東京国税局による当行の平成14年3月期から同16年3月期までの税務申告に関する税務調査は完了したものと認識していますが、当行の過去の税務申告につき、課税当局によって新たな問題が指摘される可能性が完全に払拭されているわけではありませんし、将来の税務申告において、当行の税務処理につき当局より新たな問題点が指摘される可能性はあります。

#### (7) 既存大株主との関係について

LSF-TS Holdings SCA（以下、「LSF-TS」という）及びLSF Tokyo Star Holdings SCA（以下、「LSF Tokyo Star」という）は、両社合算して、当行の発行済み普通株式の68.10%以上を保有しています。そして、LSF-TS及びLSF Tokyo Starの議決権は、ローン・スター・ファンドⅡ, (U.S.), L.P.、ローン・スター・ファンドⅢ, (U.S.), L.P.、ローン・スター・ファンドⅣ, (U.S.), L.P. 及びローン・スター・ファンドⅤ, (U.S.), L.P.（以下本(7)項において「ローンスターファンド」と総称する。）に間接的に保有されていることから、ローンスターファンドが、LSF-TS及びLSF Tokyo Starを通じて、引き続き、当行の取締役の選任、配当の決定、重要な資産又は営業の譲渡、合併、定款の変更等の業務の基本的な決定をなし、又はその決定に対し影響を与える場合があります。この場合、LSF-TS及びLSF Tokyo Star、ひいてはローンスターファンドの利益が、他の株主の利益と相反する可能性があります。例えば、LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債は、当行からの利益配当金を原資としてその元利払を行うことが想定されております。従って、配当可能利益の使途として当行の経営陣がより有利と考える選択肢がある場合であっても、利益配当への充当が優先される可能性があります。

なお、ローン・スター・ファンドⅢ, (U.S.), L.P.の意向に沿った取締役が当行の取締役の過半数を占めることができなくなる場合、又はLSF-TS及びLSF Tokyo Starの当行の発行済み普通株式に対する合計保有比率が66.67%を下回るようになった場合には、LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債（償還期日は2008年（平成20年）4月とされています）の要項に基づき、当該社債は強制償還に服することになります。また、LSF-TS及びLSF Tokyo Starが、ローン・スター・ファンドⅢ, (U.S.), L.P.等により議決権を保有又は支配されなくなった場合、社債権者に重大な影響を及ぼす定款等の変更がなされた場合、又は社債に対する担保価値の比率が一定の水準を下回り、追加担保を提供しない場合等には、当該社債は、それぞれ発行する社債の要項に基づき期限の利益を喪失する可能性があります。

#### (8) 新株発行が制限される可能性について

LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債（償還期日は2008年（平成20年）4月とされています）の要項において、LSF-TS及びLSF Tokyo Starの当行の発行済み普通株式に対する合計保有比率が66.67%を下回ることとなった場合には、当該社債は強制償還に服する旨規定されています。従って、当行は、(LSF-TS及びLSF Tokyo Star以外への) 新株の発行が制限される可能性があり、事業展開の選択肢が限定されるおそれがあります。

なお、LSF-TS及びLSF Tokyo Starは、その社債要項において、かかる事由の発生と同時に当該社債の全額が償還されない限り、当行に対する持株比率の低下を始めとする当該社債の強制償還をもたらすような事由が発生しないように努力する旨約束しております。

#### (9) 既存株主による当行の株式の売却について

LSF-TS及びLSF Tokyo Starは、両社合算して、当行の発行済み普通株式の68.10%以上を保有しています。かかる株式には、LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債を被担保債権として質権が設定されており、当該社債について期限の利益が失われた場合には、当該社債の受託者により質権が実行され、かかる株式の売却が行われる場合があります。なお、銀行法上、担保権の実行により新たに銀行の総株主の議決権の20%以上の議決権を保有することとなった場合、当該株主は、当該株式保有に関する当局の認可を得ない限り、当該株式を保有することとなった日の属する営業年度の終了日から1年以内に20%以上の議決権の保有者でなくなるよう所要の措置を講ずる義務があります。従って、当該社債の受託者により質権が実行された場合には、当該受託者が銀行法の認可を得ない限り、質権実行日の属する営業年度の終了日から1年以内に、質権実行の対象となった当行株式の売却等の処分が行われることとなり得ます。なお、銀行の総株主の議決権の20%以上の議決権を保有することとなる場合には、銀行法に基づく当局の認可が必要とされています。当該受託者が、当行の議決権の20%以上に相当する普通株式を一人の者に対して売却する場合には、購入者においてかかる認可を取得する必要があるため、売却手続に影響が出る可能性があります。また、当該社債が償還された後においても、LSF-TS又はLSF Tokyo Starによってかかる株式の売却がなされる可能性があります。これらの売却は、株式会社東京証券取引所において又はその他の方法により国内外で行われ、当行の株価に対して悪影響を与える可能性があります。株式の売却が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当行株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、質権実行の対象となった当行株式の売却や既存株主による当行の株式の売却が行われ、当行に対する支配権に変更があった場合、当行グループの事業戦略に変更がなされて、当行株式の市場価格に悪影響が生じる可能性があります。

(10) 当行による新株の発行による影響について

当行の執行役は、通常は株主総会決議を経ずに、授權株式数の範囲内で新株を発行することができます。将来、当行が新規に株式を発行した場合、本売出しにおける株式購入者の株式保有割合が希薄化する恐れがあります。新株の発行が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当行株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行による既存株主以外に対する新株の発行が行われ、当行に対する支配権に変更があった場合、当行グループの事業戦略に変更がなされて、当行株式の市場価格に悪影響が生じる可能性があります。

(11) 税務調査について

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局の見解は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとするもの）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めらるものとなっております。

当行は、さらなる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

(12) 首都圏への集中によるリスクについて

当行グループは、首都圏における中小企業及び個人を主たる顧客層としております。地域的に分散した顧客層を有する大手銀行等と比較した場合、顧客層の地域的多様性に乏しいため、首都圏での景況が悪化した場合、当行グループは、地域的に分散した顧客層を有する大手銀行等よりも大きな悪影響を被る可能性があります。

(13) 自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について

当行並びに当行グループは、国内業務のみを営む金融機関として、金融庁のガイドラインに基づき4%の自己資本比率を維持することが求められています。平成19年3月末、自己資本比率規制が、バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意（「バーゼルⅡ」）に基づき改正されております。平成19年3月末における当行グループの連結自己資本比率は、9.52%となっております。しかし、不良債権の処理に要する費用の増加、保有有価証券の価値下落、繰延税金資産の減少等により、現在の自己資本比率が悪化する可能性があり、当行並びに当行グループの自己資本比率が上記数値を下回る場合には、金融庁は種々の是正措置を発動し、又は当行並びに当行グループの業務の全部もしくは一部の停止を命じる可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

平成19年3月、当行は株式会社エフアンドエムと銀行代理業務委託契約を締結し、同年4月より、エフアンドエムが当行の代理業者として住宅ローンや中小企業・個人事業向け融資等の金融サービスの提供を開始することを決定いたしました。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

### 1 当行及び連結子会社の業績

当連結会計年度の当行の連結の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
連結粗利益	48,781	54,732	5,951
資金利益	38,740	42,123	3,383
役務取引等利益	8,690	9,296	606
その他業務利益	1,349	3,312	1,963
営業経費	27,648	31,253	3,605
一般貸倒引当金繰入額	—	△427	△427
臨時損益	2,910	1,682	△1,228
うち株式等関係損益	415	776	361
うち不良債権処理額	5,189	5,589	400
経常利益	24,043	25,588	1,545
特別損益	4,979	1,287	△3,692
うち固定資産処分損益	1,340	30	△1,310
うち償却債権取立益	5	1,289	1,284
うち貸倒引当金戻入益	3,716	—	△3,716
税金等調整前当期純利益	29,022	26,876	△2,146
法人税、住民税及び事業税	12,404	10,674	△1,730
法人税等調整額	△531	93	624
当期純利益	17,149	16,108	△1,041

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

なお、当連結会計年度のROE(連結自己資本利益率)は16.66%で、前連結会計年度比3.84ポイントの低下となりました。

(参考) ROEの推移

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
26.48%	25.14%	21.06%	20.50%	16.66%

### 2 経営成績の分析

#### (1) 資金運用収支

前連結会計年度比の資金利益については、貸出金の順調な増加に伴い、貸出金利息は、3,721百万円増加、有価証券利息配当金は、利回りの上昇により773百万円増加し、資金運用収益は、全体で4,887百万円増加しました。一方、定期預金が増加したことと、社債を525億円発行したことから、資金調達費用は、1,504百万円増加しました。この結果、資金利益は3,383百万円の増加となりました。

#### (2) 役務取引等収支

前連結会計年度比の役務取引等利益については、投資信託や個人年金保険等の販売の増加により、役務収益が、1,914百万円増加しました。一方、役務費用は、ATM設置台数の増加に伴うATM管理委託費用の増加を主因として1,308百万円の増加となり、役務取引等利益は、606百万円の増加となりました。

#### (3) その他業務収支

前連結会計年度比のその他業務利益については、国債等債券関係損益(5勘定戻)は794百万円減少しましたが、主として金融派生商品収益の増加と住宅ローン債権の売却益により、1,963百万円の増加となりました。

#### (4) 営業経費

主として広告宣伝費、ATM関連の費用、および固定資産の減価償却費の増加等により、前連結会計年度比3,605百万円の増加となりました。

(5) 不良債権処理額

前連結会計年度比で貸出金償却が808百万円減少しましたが、個別貸倒引当金繰入額が1,181百万円増加したため、不良債権処理額は400百万円の増加となりました。

(6) 当期純利益

前連結会計年度比で経常利益が1,545百万円増加しましたが、貸倒引当金戻入益が3,716百万円減少したこと等により、当期純利益は1,041百万円の減少となりました。

3 財政状態の分析

(1) 貸出金

リテールバンキングの積極的展開により住宅ローンを中心に個人ローンが堅調に増加したことや、プロジェクトファイナンス等の継続的展開、船舶金融の取引拡大などから、貸出金の当連結会計年度末残高は1兆1,690億円で、前連結会計年度末比1,371億円の増加となりました。

(2) 有価証券

有価証券については、効率性及び機動性等を考慮し運用した結果、当連結会計年度末残高は3,186億円となり、前連結会計年度末比472億円の増加となりました。

(3) 預金

預金残高は当連結会計年度末残高で1兆4,804億円となり、前連結会計年度末比1,157億円の増加となりました。特に、個人預金については、安定的な増加により対前連結会計年度末比11.3%増加して1兆2,129億円となり、総預金に占める割合も81.9%となりました。

個人・法人別預金残高

		前連結会計年度	当連結会計年度	増減
個人	(億円)	10,894	12,129	1,235
法人	(億円)	2,752	2,675	△77
合計	(億円)	13,647	14,804	1,157

(4) 不良債権の状況

① リスク管理債権の状況

リスク管理債権及び保全状況の推移は以下の通りであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。

連結

		前連結会計年度	当連結会計年度	増減
破綻先債権額	(百万円)	601	805	204
延滞債権額	(百万円)	22,260	20,451	△1,809
3ヶ月以上延滞債権額	(百万円)	6	2	△4
貸出条件緩和債権額	(百万円)	12,041	14,261	2,220
合計(A)	(百万円)	34,909	35,521	612
貸出金残高(末残)	(百万円)	1,031,891	1,169,024	137,133
貸出金残高比	(%)	3.3	3.0	△0.3
保全額(B)	(百万円)	24,535	21,027	△3,508
保全率(B/A×100)	(%)	70.2	59.1	△11.1

単体

		前事業年度末	当事業年度末	増減
破綻先債権額	(百万円)	465	633	168
延滞債権額	(百万円)	21,057	19,482	△1,575
3ヶ月以上延滞債権額	(百万円)	6	2	△4
貸出条件緩和債権額	(百万円)	11,818	14,261	2,443
合計(A)	(百万円)	33,348	34,380	1,032
貸出金残高(未残)	(百万円)	1,025,534	1,164,946	139,412
貸出金残高比	(%)	3.2	2.9	△0.3
保全額(B)	(百万円)	24,704	21,398	△3,306
保全率(B/A×100)	(%)	74.0	62.2	△11.8

(注) 1. 保全額は、担保・保証等及び貸倒引当金の合計であります。

2. 開示区分の定義は「第5 経理の状況 連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係)」に記載しております。

② 金融再生法の開示基準に基づく債権の状況

金融再生法の開示基準に基づく債権及び保全状況の推移は以下の通りであります。

単体

		前事業年度末	当事業年度末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(百万円)	4,151	2,998	△1,153
危険債権	(百万円)	18,410	17,647	△763
要管理債権	(百万円)	11,824	14,264	2,440
小計(A)	(百万円)	34,387	34,910	523
正常債権	(百万円)	996,337	1,135,902	139,565
合計(B)	(百万円)	1,030,724	1,170,812	140,088
総与信残高比(A/B×100)	(%)	3.3	2.9	△0.4
保全額(C)	(百万円)	25,713	21,886	△3,827
保全率(C/A×100)	(%)	74.7	62.6	△12.1

(注) 1. 保全額は、担保・保証等及び貸倒引当金の合計であります。

2. なお、開示区分の定義は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (資産の査定)」に記載しております。

③ 貸倒引当金の状況

当行単体の貸倒引当金の状況は以下のとおりです。

		前事業年度末	当事業年度末	増減
一般貸倒引当金	(百万円)	13,091	9,916	△3,175
個別貸倒引当金	(百万円)	8,154	6,683	△1,471
貸倒引当金合計	(百万円)	21,245	16,599	△4,646
貸出金残高	(百万円)	1,025,534	1,164,946	139,412
貸出金残高に対する貸倒引当金の割合	(%)	2.0	1.4	△0.6

(5) 純資産の部

純資産の部合計額は、当行の順調な業績に基づき利益剰余金が126億円増加し、1,023億円となりました。

(6) 連結自己資本比率（国内基準）

当連結会計年度より、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」が適用されることとなったため、連結自己資本比率（国内基準）は同告示に基づき算出しております。

自己資本額は、利益剰余金が増加したこと等から1,229億円となりました。

信用リスク・アセットは、貸出金の増加等により1兆1,975億円となりました。

また、同告示により自己資本比率算出に当たり算入することとなったオペレーショナル・リスクに係る額は939億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率は9.52%となっております。

4 当行の取得資産及び負債について

(1) 東京相和銀行等から譲り受けた資産及び負債

当行は、平成11年6月に金融再生法に基づき金融整理管財人の管理下におかれた東京相和銀行から平成13年2月1日付営業譲渡契約書に基づき、一定の資産及び負債を含む営業の譲渡を受け、平成13年6月11日に銀行としての営業を開始しております。東京相和銀行が金融整理管財人の管理下におかれた後、同行の一部の不良債権等は整理回収機構に譲渡され、主に正常先債権及び要注意先債権で構成される同行の貸出債権並びに同行の55の支店及び現在当行の本店のある同行の旧本店を含む残存資産が当行に譲渡されました。

当行は上記のように東京相和銀行の営業を譲り受けておりますが、政府からの出資や貸付は受けておりません。当行は東京相和銀行の資産及び負債をその時点で算定された公正価値で譲り受けておりますが、譲受資産の価値について預金保険機構からの補償を受けておりません。

東京相和銀行から譲り受けた資産のうち貸出金の債権金額は譲渡時点において606,398百万円でしたが、取得価額は、151,510百万円を割り引いた454,888百万円でした。

当行は債権の価格算定能力と債権回収能力を強みとしており、平成14年度にはこれらの強みを生かして他の金融機関からも債権金額総額63,712百万円の貸出債権を取得しました。かかる債権は取得時点において19,922百万円を割り引いた取得価額の43,790百万円にて貸借対照表に計上しました。

当行においては、これら営業譲受した債権や取得した債権のことを「買取債権」といい、額面以下の価額で営業譲受または取得した債権における、債権価額と取得価額との差額を「取得差額金」といいます。

(2) 買取債権に関する会計処理

買取債権の会計上の処理方法は、かかる買取債権が問題債権かどうか及び証書貸付もしくは割引手形に基づく債権か又は手形貸付もしくは当座貸越に基づく債権かどうかにより決定されます。「問題債権」とは、自己査定ガイドライン上の破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権をいいます。

各々の区分に適用している会計処理方法は、以下のとおりであります。

	証書貸付債権・割引手形債権 (問題債権を除く)	当座貸越債権・手形貸付債権 (問題債権を除く)	問題債権
貸借対照表計上価額	取得時 取得価額 取得時以降 償却原価	債権金額	取得価額
取得差額金の償却方法	個別債権の契約期間にわたり債権金額に比例して償却し、資金運用収益として計上	当該債権の実質的な平均回収期間にわたり定額償却し、資金運用収益として計上	取得価額を超えて現金回収された場合のみ、その他経常収益として計上
信用コストの扱い	資産自己査定に基づき、債権簿価(償却原価)に対して一般貸倒引当金を貸借対照表上計上 損益計算書において、当該債権に対する一般貸倒引当金繰入額相当額は上記資金運用収益と相殺	資産自己査定に基づき、債権金額に対して一般貸倒引当金を貸借対照表上計上 損益計算書において、当該債権に対する一般貸倒引当金繰入額相当額は上記資金運用収益と相殺	資産自己査定に基づき、個別債権に対して個別貸倒引当金を貸借対照表上計上 ただし、損益計算書において、買取年度に発生した回収益は、個別貸倒引当金繰入額と相殺

(3) 承継した保証債務に関する会計処理

当行は、主に東京相和銀行から引き継いだ保証債務について「役務取引等収益」を認識しております。これらの収益は、かかる保証債務に関して預金保険機構が当行に支払う保証料を主たる内容としております。これらの保証債務は承継時において契約上の債権金額で計上され、かかる保証について受領した保証料が連結貸借対照表上「その他負債」中の前受収益として計上されております。

(4) 買取債権収益

当行の収益は、自ら行った与信業務等による収益（「一般業務収益」）のほか、東京相和銀行等から額面以下の価額で取得した債権より生じる収益（「買取債権収益」）から構成されております。

連結損益計算書に計上される買取債権収益については、買取債権に関する取得差額金の償却額中、一般貸倒引当金繰入額と相殺される部分は控除されておりますが、買取債権収益の算定上、かかる部分を加算しております。

買取債権収益は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度	当連結会計年度	増減
買取債権収益	(百万円)	15,101	11,767	△3,334
取得差額金の償却 (資金運用収益計上分)	(百万円)	8,447	6,777	△1,670
取得差額金の償却	(百万円)	8,813	6,900	△1,913
取得差額金の償却額中、一般貸倒引当金繰入額等との相殺額	(百万円)	△366	△122	244
取得差額金の償却 (役務取引等収益計上分)	(百万円)	103	87	△16
買取債権償還益・回収益 (その他経常収益計上分)	(百万円)	6,185	4,778	△1,407
取得差額金の償却額中、一般貸倒引当金繰入額等との相殺分加算額	(百万円)	366	122	△244

(5) 収益構成

当行では、「買取債権収益」を控除した「一般業務収益」が当行業務の業績を適切に示しているとの考えから、内部管理上、当該収益に基づく業績評価を行っております。

当連結会計年度における連結業務粗利益のうち、一般業務収益は478億円となり、前連結会計年度比76億円(18.9%)増加しました。

連結業務粗利益の内訳は以下のとおりであります。

		前連結会計年度	当連結会計年度	増減
業務粗利益	(百万円)	48,781	54,732	5,951
資金利益	(百万円)	38,740	42,123	3,383
一般業務収益	(百万円)	30,293	35,346	5,053
買取債権収益	(百万円)	8,447	6,777	△1,670
役務取引等利益	(百万円)	8,690	9,296	606
一般業務収益	(百万円)	8,587	9,209	622
買取債権収益	(百万円)	103	87	△16
その他業務利益	(百万円)	1,349	3,312	1,963
業務粗利益（一般業務収益分）	(百万円)	40,231	47,867	7,636

(注) 1. 業務粗利益における買取債権収益は、問題債権以外の買取債権に係る取得差額金の償却額（一般貸倒引当金繰入額相殺後）の金額です。

2. 業務粗利益（一般業務収益分）は、資金利益における一般業務収益、役務取引等利益における一般業務収益及びその他業務利益の合計額です。

## (6) 信用コスト

問題債権以外の買取債権に係る取得差額金の償却額の一部は、一般貸倒引当金繰入額と相殺されるため、当行の連結損益計算書における貸倒引当金繰入額にはこれらの買取債権に関し相殺された金額を含んでおりません。

当行は、信用リスクの管理を買取債権を含むポートフォリオ全体で行っているため、「貸倒引当金繰入額」及びその他経常費用中の「貸出金償却」等に加えて、買取債権に係る取得差額金の償却額中、一般貸倒引当金繰入額と相殺された部分を加算して、信用コストを分析しております。

信用コストの額は以下のとおりであります。

		前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
	一般貸倒引当金繰入(戻入)	(百万円)	△3,716	△427	4,470
	個別貸倒引当金繰入(戻入)	(百万円)		1,181	
	貸出金償却	(百万円)	5,159	4,351	△808
	その他の債権売却損等	(百万円)	29	57	28
信用コスト (買取債権に係るものを除く)	(百万円)	1,472	5,162	3,690	
買取債権に係る取得差額金の償却額中、一般貸倒引当金繰入額との相殺額	(百万円)	366	122	△244	
信用コスト (償却債権取立益相殺前)	(百万円)	1,838	5,285	3,447	
償却債権取立益との相殺額	(百万円)	△5	△1,289	△1,284	
信用コスト(買取債権を含む)	(百万円)	1,832	3,995	2,163	

## (7) 未償却取得差額金等

連結会計年度末において残存する取得差額金(問題債権に係るものは除く)等の状況は以下のとおりであります。

		前連結会計年度	当連結会計年度	増減
手形貸付債権及び当座貸越債権に係る未償却取得差額金 (問題債権を除く)	(百万円)	4,766	1,221	△3,545
証書貸付債権及び割引手形債権に係る未償却取得差額金 (問題債権を除く)	(百万円)	24,377	16,514	△7,863
承継した保証債務に係る未償却前受保証料	(百万円)	839	752	△87
未償却取得差額金等 合計	(百万円)	29,983	18,487	△11,496

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

銀行業を営む営業所としては、平成18年7月には名古屋出張所を支店へ昇格させ、中心地の栄に名古屋支店ファイナンシャル・ラウンジとし、11月には東北地区で最大の経済都市である仙台に、仙台支店ファイナンシャル・ラウンジを新規開設し、さらに平成19年3月には、福岡出張所の店舗面積を拡張し支店へ昇格させて、福岡支店ファイナンシャル・ラウンジを開設しました。これにより首都圏を中心に35本支店の充実したネットワークを構築しております。

なお、当連結会計年度においても遊休不動産の処分を進めており、下記の物件を売却しております。

会社名	店舗名	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
—	旧新丸子出張所	神奈川県川崎市	旧店舗	平成18年6月	94
	厚木倉庫	神奈川県厚木市	倉庫	平成19年3月	223

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成19年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
当行	—	本店他16店	東京都	店舗	3,091.20	3,947	1,989	352	6,289	738
	—	横浜支店他4店	神奈川県	店舗	—	—	284	46	330	42
	—	千葉支店他4店	千葉県	店舗	749.75	328	208	38	575	27
	—	浦和支店他2店	埼玉県	店舗	352.14	410	90	12	514	18
	—	甲府支店	山梨県	店舗	226.69	50	23	4	77	5
	—	大阪支店	大阪府	店舗	—	—	190	22	212	32
	—	名古屋支店	愛知県	店舗	—	—	155	28	183	18
	—	福岡支店	福岡県	店舗	—	—	191	29	221	17
	—	仙台支店	宮城県	店舗	—	—	115	20	136	16
	—	杉並事務センター	東京都	事務センター	4,966.78	731	211	1,011	1,953	124
	—	社宅・寮	東京都他	—	2,135.45	488	6	—	495	—
	—	その他の施設	神奈川県他	—	1,027.56	19	76	0	96	—
	計	—	—	—	12,549.57	5,975	3,543	1,567	11,085	1,037
国内連結子会社	㈱TSBキャピタル他1社	—	東京都他	事業所他	27.75	2	29	46	78	72

- (注) 1. 土地は全て自己所有であり、借地はありません。建物の年間賃借料は2,114百万円であります。  
 2. 動産は、事務機械1,319百万円、その他293百万円であります。  
 3. 当行店舗外現金自動設備5か所は上記本店他16店に含めて記載しております。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

平成19年3月31日現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりであります。

### (1) 新設

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
							総額	既支払額			
							(百万円)	(百万円)			
当行	—	銀行部門	杉並事務センター	東京都杉並区	新設	新勘定系システム	4,200	2,073	自己資金	平成17年6月	平成22年1月

### (2) 売却

会社名	店舗名その他	所在地	事業(部門)の別	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
—	旧神田第一出張所	東京都千代田区	銀行業務	土地	8	平成19年5月



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,800,000
計	2,800,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月26日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	700,000	700,000	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	700,000	700,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権（平成17年6月24日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,180	1,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,900	5,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	440,843	440,843
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 440,843 資本組入額 220,422	発行価格 440,843 資本組入額 220,422
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	各新株予約権の一部行使はできないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当行取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには、当行取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当ありません	該当ありません

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当行株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当行と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。</p> <p>①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>②各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする</p> <p>③各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする</p> <p>④新株予約権の行使可能期間 平成19年7月1日または株式交換もしくは株式移転の日のいずれか遅い日から平成22年6月30日まで</p> <p>⑤新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする</p>	<p>当行を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当行株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当行と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。</p> <p>①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>②各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする</p> <p>③各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする</p> <p>④新株予約権の行使可能期間 平成19年7月1日または株式交換もしくは株式移転の日のいずれか遅い日から平成22年6月30日まで</p> <p>⑤新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする</p>

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
	<p>⑥新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする</p> <p>当行が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	<p>⑥新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする</p> <p>当行が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

(3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成17年9月1日	560,000	700,000	—	21,000,000	—	19,000,000

(注) 平成17年7月22日付代表執行役頭取決定により平成17年9月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を行っております。

## (5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	65	27	733	145	22	33,454	34,446	—
所有株式数 (株)	—	31,183	2,940	5,535	581,772	60	78,510	700,000	—
所有株式数の 割合(%)	—	4.45	0.42	0.79	83.11	0.01	11.22	100.00	—

(注) 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が18株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式 数 (株)	発行済株 式総数に 対する所 有株式数 の割合 (%)
エルエスエフティーエス・ホールディングス・ エス・シー・エイ (常任代理人 神谷町法律事務所)	9, BOULEVARD DE LA PLAINE 1050 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区虎ノ門5丁目1-4 東都ビル)	238,366	34.05
エルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディ ングス・エス・シー・エイ (常任代理人 神谷町法律事務所)	9, BOULEVARD DE LA PLAINE 1050 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区虎ノ門5丁目1-4 東都ビル)	238,362	34.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,907	1.55
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウ ント (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC 2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,753	1.53
ティーエスビー・マネジャー・エル・エル・シー (常任代理人 神谷町法律事務所)	717 NORTH HARWOOD, SUITE 2200 DALLAS, TEXAS 75201, U. S. A. (東京都港区虎ノ門5丁目1-4 東都ビル)	10,746	1.53
ドイチェ バンク トラスト カンパ ニー アメリカズ (常任代理人 株式会社三井住友銀行資金 証券サービス部)	60 WALL STREET, 27TH FLOOR, MAIL STOP NYC60- 2727, NEW YORK, NY 10005 U. S. A. (東京都千代田区丸の内1丁目3-2)	8,640	1.23
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム ク ライアント アカウツ イー アイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業 部)	7,960	1.13
ゴールドマン・サックス・インターナシ ョナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U. K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森 タワー)	5,975	0.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	5,647	0.80
ロバート・エム・ベラーディ	東京都目黒区	5,015	0.71
計	—	542,371	77.48

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 700,000	700,000	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	700,000	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が18株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が18個含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当行はストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

決議年月日	平成17年12月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の執行役：4 当行の使用人：69 当行子会社の取締役：1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	7,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	440,843（注）2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当行取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当ありません
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当行株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当行と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。</p> <p>①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>②各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする</p> <p>③各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする</p> <p>④新株予約権の行使可能期間 平成19年7月1日または株式交換もしくは株式移転の日のいずれか遅い日から平成22年6月30日まで</p> <p>⑤新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする</p> <p>⑥新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする</p> <p>当行が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

(注) 1. 新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

① 当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当行普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに旧商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記①及び②に定める場合の他、当行が資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は、適切に調整されるものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項なし。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項なし。

### 3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、経営の健全性維持の観点から、経営体質の強化、内部留保の充実に努め、安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当行は、定款の定めにより、毎年3月31日および9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができ、また、この他にも基準日を定め、剰余金の配当をすることができます。当面の間、3月31日を基準日として配当を行うことを基本としながら、更なる剰余金の分配については、柔軟に対応して参る所存です。

これらの配当の決定機関は、取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記の基本方針を踏まえ、以下のとおり期末配当を実施いたしました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年5月25日 取締役会決議	3,500	5,000

内部留保資金につきましては、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、常にスピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら、引き続き高率の成長を追求するために有効投資してまいります。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	—	457,000	438,000
最低(円)	—	—	—	365,000	310,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、平成17年10月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしました。第2期から第4期までは非上場であったため、該当事項はありません。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	390,000	393,000	382,000	371,000	378,000	401,000
最低(円)	359,000	355,000	357,000	354,000	351,000	359,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。



## 5【役員の状況】

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表 執行役頭取	最高経営責任者 (CEO)	タッド・バッジ	昭和34年12月29日生	平成11年11月 ゼネラル・エレクトリック・キ ャピタル グローバル・ファイ ナンス・ジャパン エグゼクテ ィブ・オペレーティング・オフ ィサー 平成14年3月 当行入行 取締役兼オペレーション本部長 平成14年6月 代表取締役専務兼オペレーシ ン本部長 平成15年1月 代表取締役副頭取 平成15年6月 取締役兼代表執行役頭取 最高 経営責任者(CEO) (現職)	(注4.)	3,009
取締役兼代表 執行役	最高マーケティ ング責任者 (CMO)	ロバート・エム・ ペラーディ	昭和29年7月18日生	平成11年4月 シティバンク、エヌ・エイ グローバル・コンシューマー・ バンク ヴェイス・プレジデン ト兼ヴァーチャル・バンキン グ・ヘッド 平成11年7月 日興ビーンズ(株) 取締役 平成13年6月 当行入行 取締役兼企画本部長 平成14年3月 取締役兼個人金融本部長 平成14年6月 代表取締役専務兼個人金融本部 長兼法人金融本部長 平成15年6月 代表執行役専務リテール金融本 部長 (代表執行役) 平成15年8月 取締役兼専務執行役 (代表執行 役) 平成16年9月 取締役兼代表執行役 平成17年4月 取締役兼代表執行役 最高マーケ ティング責任者(CMO) 平成17年7月 取締役兼代表執行役 最高マーケ ティング責任者(CMO)兼ブランド ディベロップメントグループリ ーダー 平成18年1月 取締役兼代表執行役 最高マーケ ティング責任者(CMO)兼リテール バンキングビジネスリーダー 平成19年4月 取締役兼代表執行役 最高マーケ ティング責任者(CMO)兼ストラテ ジープランニンググループ担当 (現職)	(注4.)	5,015
取締役兼代表 執行役	最高経営管理責 任者(CAO)	入江 優	昭和27年3月4日生	平成12年10月 (株)住友銀行検査部検査役 平成13年6月 当行入行 取締役兼最高財務責任者 平成14年6月 常務取締役兼最高財務責任者 (CFO) 平成15年6月 取締役兼専務執行役 最高財務 責任者(CFO) (代表執行役) 平成16年6月 取締役兼専務執行役兼最高経営 管理責任者(CAO) (代表執行役) 平成16年9月 取締役兼代表執行役 最高経営 管理責任者(CAO)兼コーポレート アドミニストレーショングル ープリーダー 平成19年4月 取締役兼代表執行役 最高経営 管理責任者(CAO)兼コーポレート アドミニストレーショングル ープ担当 (現職)	(注4.)	— (注3.)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	寺澤 芳男	昭和6年10月3日生	昭和60年12月 野村証券(株)副社長 昭和63年7月 国際機関M I G A初代長官 平成6年4月 経済企画庁長官 平成10年7月 青山監査法人/ブライズウォー ターハウス顧問 平成11年7月 ローン・スター・ジャパン会長 平成13年6月 当行入行 代表取締役会長 平成14年10月 取締役相談役 平成15年6月 取締役(現職)	(注4.)	— (注3.)
取締役	—	エリス・ショート	昭和35年10月6日生	平成13年7月 ローン・スター・グローバル・ アクイジションズ・リミテッ ド プレジデント(現職) 平成14年10月 当行取締役(現職) 平成15年11月 ローン・スター・キャピタル・ インベストメンツ・エス・エー アール・エル マネージャー (現職)	(注4.)	—
取締役	—	ジャン・クロード・スクレア	昭和21年8月25日生	平成7年3月 ケス・デ・デポ・エ・プラスマン ・デュ・ケベック(CDP) 代表取締役会長兼最高経営責任 者 平成14年9月 ジューシーエス・ストラテジー ズ・インク プレジデント(現 職) 平成14年11月 当行取締役(現職) 平成17年9月 トライアングル・グロウス・キ ャピタル・ワン・インク チェ アマン アンド プレジデント (現職)	(注4.)	— (注3.)
取締役	—	辻 康義	昭和23年4月8日生	平成7年12月 ㈱日本長期信用銀行 公共法人部長 平成10年10月 ローン・スター・ジャパン・ア クイジションズ・エルエルシ ー エグゼクティブ・ヴァイ ス・プレジデント 平成12年4月 スターファイナンス(株)社長 平成13年6月 当行常勤監査役 平成15年6月 取締役(現職)	(注4.)	—
取締役	—	田近 耕次	昭和11年1月7日生	平成9年6月 監査法人トーマツ会長 平成11年6月 デロイトトウシュトーマツ会長 平成13年6月 当行監査役 平成15年6月 取締役(現職)	(注4.)	—
取締役	—	志田 至朗	昭和32年3月17日生	平成6年4月 東京地方検察庁検事 平成7年4月 弁護士登録 平成9年4月 志田至朗法律事務所設立(現 職) 平成13年6月 当行監査役 平成15年6月 取締役(現職)	(注4.)	—
計						8,024

(注) 1. 取締役のうちエリス・ショート、ジャン・クロード・スクレア、辻康義、田近耕次、志田至朗は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当行の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長 : ジャン・クロード・スクレア  
委員 : 寺澤芳男、エリス・ショート  
監査委員会 委員長 : 辻康義  
委員 : 田近耕次、志田至朗  
報酬委員会 委員長 : エリス・ショート  
委員 : ジャン・クロード・スクレア、寺澤芳男

3. 取締役 入江優、寺澤芳男、ジャン・クロード・スクレアは、その保有する当行の株式をティーエスビー・マネジャー・エル・エル・シーに対して信託しております。その明細は次のとおりです。

氏名	信託している所有株式数 (株)
入江 優	627株
寺澤 芳男	315株
ジャン・クロード・スクレア	315株

4. 平成19年4月から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表 執行役頭取	最高経営責任者 (CEO)	タッド・バッジ	昭和34年12月29日生	(1) 取締役の状況参照	(注2.)	(注1.)
取締役兼代表 執行役	最高マーケティング責任者 (CMO)	ロバート・エム・ペラーディ	昭和29年7月18日生	(1) 取締役の状況参照	(注2.)	(注1.)
取締役兼代表 執行役	最高経営管理責任者 (CAO)	入江 優	昭和27年3月4日生	(1) 取締役の状況参照	(注2.)	(注1.)
執行役	ストラテジープ ランニング	三井 誠	昭和27年1月10日生	平成2年3月 シティコープ・クレジット(株)代 表取締役 平成10年6月 シティバンク・エヌ・エイ テ レバンキングヘッド 平成13年9月 当行入行 営業本部副本部長 平成14年3月 個人金融営業部長 平成14年6月 執行役員 個人金融営業部長 平成15年1月 執行役員 オペレーション本部長 平成15年6月 執行役員 オペレーション本部長 平成15年8月 執行役員 リテール金融本部長 平成16年9月 執行役員 リテールバンキング (個 人金融営業及び個人金融拠点) グループリーダー 平成17年4月 執行役員 リテールビジネスディベ ロップメントグループリーダー 平成17年7月 執行役員 バーチャルバンキンググ ループリーダー 平成19年4月 執行役員 ストラテジープランニ ンググループ担当 (現職)	(注2.)	—
執行役	最高情報責任者 (CIO)	村山 豊	昭和21年2月24日生	平成8年4月 (株)住友銀行システム企画部部長 平成11年4月 (株)日本総合研究所国際事業本部 長 平成13年6月 マイシス・インターナシヨナ ル・バンキングシステムズ(株)エ グゼクティブ・ディレクター 平成13年12月 当行入行 財務本部副本部長 平成14年6月 執行役員 情報システム本部長兼 システム開発部長 平成15年6月 執行役員 情報システム本部長 平成16年9月 執行役員 最高情報責任者 (CIO) 兼ITグループリーダー 平成19年4月 執行役員 最高情報責任者 (CIO) 兼ITグループ担当 (現職)	(注2.)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	コーポレートファイナンスビジネス	守谷 泰	昭和33年9月21日生	<p>平成6年11月 ㈱東京三菱銀行企画部マネージャー</p> <p>平成11年4月 みずほ証券㈱ストラクチャー・ファイナンス・グループ次長</p> <p>平成12年11月 CIBCワールド・マーケット・ジャパン ヘッド・オブ・アセットセキュリタイゼーション エグゼクティブ・ディレクター</p> <p>平成15年1月 当行入行 インベストメントバンキング部長</p> <p>平成16年4月 コーポレートファイナンス本部長兼インベストメントバンキング部長兼不動産ファイナンス部長</p> <p>平成16年6月 執行役 コーポレートファイナンス本部長兼インベストメントバンキング部長兼不動産ファイナンス部長</p> <p>平成16年9月 執行役 コーポレートファイナンスグループリーダー</p> <p>平成17年4月 執行役 コーポレートファイナンスビジネスリーダー</p> <p>平成19年4月 執行役 コーポレートファイナンスビジネス担当 (現職)</p>	(注2.)	—
執行役	最高財務責任者(CFO) 信用リスクマネジメント	ケビン・ホフマン ースミス	昭和38年4月15日生	<p>平成14年11月 シティファイナンシャルジャパン エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者(CFO)</p> <p>平成16年6月 当行入行 執行役 最高財務責任者(CFO)</p> <p>平成16年9月 執行役 最高財務責任者(CFO)兼ファイナンスグループリーダー</p> <p>平成19年1月 執行役 最高財務責任者(CFO)兼ファイナンスグループリーダー兼信用リスクマネジメント担当</p> <p>平成19年4月 執行役 最高財務責任者(CFO)兼ファイナンスグループ担当兼信用リスクマネジメント担当(現職)</p>	(注2.)	—
執行役	オペレーション	廣瀬 剛	昭和31年11月16日生	<p>平成13年2月 ㈱関西さわやか銀行オペレーション部部長</p> <p>平成15年9月 当行入行 オペレーション本部CRMセンター長</p> <p>平成16年5月 オペレーション本部長</p> <p>平成16年9月 オペレーショングループリーダー</p> <p>平成17年2月 執行役 オペレーショングループリーダー</p> <p>平成19年4月 執行役 オペレーション担当 (現職)</p>	(注2.)	—
執行役	リテールバンキングビジネス	ジョン・デスーザ	昭和22年10月2日生	<p>平成14年10月 スタンダード・チャータード銀行シンガポール支店 グループ・クレジット・オフィサー</p> <p>平成17年3月 当行入行 執行役 リテールアセットグループリーダー</p> <p>平成18年1月 執行役 リテールプロダクツグループリーダー</p> <p>平成19年4月 執行役 リテールバンキングビジネス担当 (現職)</p>	(注2.)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	リテールブラン チ&セールス	デイビット・スト ック	昭和31年4月17日生	平成15年12月 GEグローバルコンシューマー ファイナンス、東京シニアマネ ージングディレクター 平成17年4月 当行入行 執行役 リテールセー ルスグループリーダー 平成19年4月 執行役 リテールブランチ&セー ルスグループ担当 (現職)	(注2.)	—
計						—

(注) 1. 執行役 タッド・バッジ、ロバート・エム・ベラーディ、入江優の所有株式数につきましては、(1)取締役の状  
況で記載しているため、記載を省略しております。

2. 就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後に最初に開催される取締役会の終結時まで

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行は開業当初より執行役員制度を導入し、スピードと効率を重視した経営体制を構築してまいりましたが、平成15年6月、さらなるコーポレート・ガバナンス強化を目指し「委員会等設置会社」へ移行いたしました。委員会等設置会社では、監査役設置会社における取締役会の「基本方針の決定機能」「監督機能」「業務執行決定機能」のうち、「業務執行決定機能」については、原則として執行役へ委任する反面、「基本方針の決定機能」「監督機能」については取締役会に専管させることで、スピード感のある意思決定を確保するとともに、透明度の高い経営体制を構築しています。平成18年5月の会社法施行後も、当行は「委員会設置会社」として上記の体制を維持しています。

### (1) 会社機関の内容

#### ○取締役会

取締役会は基本方針の決定と業務執行に対する監査・監督を行っており、年10回程度開催されております。メンバーは取締役11名で構成され、うち過半数の6名が社外取締役であります。

#### ○三委員会

##### ① 指名委員会

指名委員会は総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案内容を決定しております。メンバーは取締役3名で構成され、うち2名が社外取締役であります。

##### ② 監査委員会

監査委員会は取締役及び執行役の職務執行の監査及び総会に提出する会計監査人の選任、解任、不再任の議案内容の決定を行っております。メンバーは取締役3名で構成され、いずれも社外取締役であり、弁護士1名、公認会計士1名、邦銀出身者1名の体制となっております。

##### ③ 報酬委員会

報酬委員会は取締役及び執行役が受ける個人別の報酬内容の決定を行っております。メンバーは取締役3名で構成され、うち2名が社外取締役であります。

#### ○執行役会

執行役会は、執行役10名全員で構成され、代表執行役頭取（CEO）が議長となります。執行役会は、所定の重要な業務執行に関する意思決定を行い、また、執行役の業務執行状況につき報告を受けています。執行役会は、原則としてほぼ毎週開催しております。

#### ○取引監査委員会

銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となります。当行は、業務の健全かつ適切な遂行を確保するため、銀行経営の独立性の確保について特に留意しております。具体的には、銀行法上の当行の主要株主（本届出書提出日現在LSF-TS、LSF Tokyo Star及びローン・スター・グローバル・ホールディングス・リミテッドの3社）、その子会社及び関連会社等と当行及びその子会社・関連会社等との間で行われる取引につき、銀行法の定めるアームズ・レングス・ルールに照らして適切か否かを監査し、業務執行の監督のために必要な措置をとることを目的として取引監査委員会を設置しております。

取引監査委員会は、上記主要株主出身以外の取締役のうち執行役でない取締役全員をもって構成されております。

これまで取引監査委員会に付議された案件の数は、次のとおりです。

#### 取引監査委員会の付議案件の数

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
付議案件数	7件	8件	2件	5件	12件

## (2) リスク管理体制の整備の状況

委員会設置会社である当行では、「取締役会」がリスク管理体制に関する基本方針及び各主要リスクに関する管理規定を決定し、リスク管理体制の構築に責任を持つ一方、業務執行を担う「執行役会」が具体的なリスク管理手続規定、リスク管理目標及びリミット等のリスク受容レベルの設定・見直し並びにリスク計測モデルの承認、償却・引当水準の検証・承認などの重要事項の決定を行う体制を構築しております。

当行では、取締役会で制定した「リスク管理基本ポリシー」にて、当行のリスク管理に係る基本方針、リスク委員会に関する事項、各リスクの管理部署等を定めています。また、総合リスク管理担当役員を設置し、最高経営管理責任者（CAO）が当該役員を兼任しており、銀行経営全般に関わるリスク管理に関し、代表執行役頭取と連携して、適時適切な判断と対応をとることとしています。

管理すべき主要リスクについては、それぞれリスク管理専門部署を定め、個別にリスク管理を行う体制をとっております。具体的には、信用リスクは「コーポレートクレジットリスクマネジメントグループ」「リテールリスクマネジメントチーム」、市場性リスク・流動性リスクは「統合リスクマネジメントチーム」、法務・コンプライアンスは「法務チーム」「コンプライアンスチーム」、事務リスクは「オペレーショングループ」、システムリスクは「ITグループ」が所管しております。各主要リスク管理部署は、リスクに関する規定などの整備を進める一方、ルールの遵守状況や枠管理などのモニタリング活動を行うとともに、担当執行役・リスク関連委員会・協議会・取締役会への定期的な報告を行っております。

## (3) 内部統制システムの整備状況

### ① 業務執行の適正を確保するために必要な体制の整備

当行は、すでに会社法施行前から、監査委員会の職務を補助すべき使用人の配置（監査委員会事務局の設置）等の内部統制システムの構築に努めてまいりましたが、平成18年5月に施行されました会社法により要請された事項も含め、また、金融庁が定める金融検査マニュアルや中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針も踏まえ、内部統制システムの整備・充実を図っています。

具体的には、会社法の施行により必要となった内部統制システムの整備に関する事項について、取締役会規則等の社内規程に必要な手当を行い、また、「東京スター銀行企業集団の業務の適正を確保するための基本ポリシー」を制定する等の対応を行いました。さらに、これらの手続に合わせて従来の規定内容も見直ししています。

### ② 内部監査体制について

当行では、他の業務部門から独立して内部監査機能を担う内部監査チームを設置し、最高経営管理責任者（CAO）を担当執行役とし、チームリーダー以下12名により構成されています。内部監査チームは、リスク管理、内部統制及びガバナンスプロセス等内部管理態勢の適切性、有効性を検証しております。監査結果については、担当執行役、頭取及び監査委員会へ報告しております。

また、内部監査チームは、監査業務遂行のため必要に応じ、会計監査人と共同して監査を実施したり、協力・意見交換を行っております。

### ③ 監査委員会の体制及び会計監査人との相互連携

監査委員会は社外取締役3名で構成されており、ほぼ毎月開催されています。監査委員会は、内部統制システムの構築及び運用の状況を監視及び検証しています。監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査基準、各年度ごとに定める監査計画に基づいて監査を行っています。監査委員会には、その職務を補助するために監査委員会事務局（専任者1名）を設置しています。専任者の選任・解任に関しては監査委員会の事前の同意を得て取締役会の決定を必要とするなど、執行役からの独立性を確保しています。

また、監査委員会は、期初に、会計監査人より当該年度における監査計画の報告を受け、これに対して意見を述べており、会計監査人は監査委員会の意見を当該年度の監査活動に適宜反映させています。さらに監査委員会は、会計監査人より、監査実施後はその結果の報告及び内部統制状況調査結果の報告を受けています。そのほか、監査委員会事務局と担当監査人の間で適時連絡・会合を持ち、両者間でのリスク管理、内部統制状況等に関する適切な情報共有・認識の共通化に努めています。

## (4) 当行と当行の社外取締役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行の社外取締役は、当行のその他の取締役と人的関係を有さず、当行との間に通常の銀行取引を除き特に利害関係はありません。また、当行の社外取締役であるエリス・ショート氏は、ローン・スター・グローバル・アクイジションズ・リミテッドのプレジデント及びローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エー・エル・エルのマネージャーを兼任しております。

(5) 役員報酬の内容

役員	報酬（百万円）
取締役	687
社内	622
社外	65
執行役	647
合計	1,335

(6) 会計監査人の概要

公認会計士名 (継続監査年数※)	内田 満雄 (1年)	志村 さやか (2年)
所属監査法人名	新日本監査法人	

なお、補助者については、公認会計士8名、同会計士補6名及びその他11名の計25名であります。

※継続監査年数は会社法監査及び旧商法監査の継続年数を記載しております。

(7) 監査報酬の内容

監査報酬の内容	報酬（百万円）
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	61
上記以外の報酬	—
合計	61

(8) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当行は、各社外取締役との間で、会社法423条第1項による損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(9) 取締役の定数

当行の取締役は12名以内とする旨、定款に定めております。

(10) 取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、定款に定めております。

(11) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができ、株主総会の決議によっては定めないものとする旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会決議により機動的に決定することが、株主の利益のために最善であると考えているためです。

(12) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
ただし、前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
ただし、前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。
3. 当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。
4. 前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		119,816	7.96	74,516	4.43
コールローン		1,526	0.10	45,817	2.72
買入金銭債権		48,293	3.21	41,645	2.48
商品有価証券		7	0.00	6	0.00
金銭の信託		3,670	0.24	3,624	0.22
有価証券	※7	271,478	18.03	318,679	18.94
貸出金	※ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1,031,891	68.54	1,169,024	69.49
外国為替		275	0.02	1,261	0.07
その他資産	※7	23,601	1.57	17,778	1.06
動産不動産	※7, 9	13,969	0.93	—	—
有形固定資産	※9	—	—	11,164	0.66
建物		—		3,572	
土地		—		5,957	
建設仮勘定		—		0	
その他の有形固定資産		—		1,633	
無形固定資産		—	—	5,234	0.31
ソフトウェア		—		3,074	
その他の無形固定資産		—		2,160	
繰延税金資産		12,402	0.82	13,198	0.78
支払承諾見返		2,326	0.15	1,871	0.11
貸倒引当金		△23,768	△1.57	△21,478	△1.27
資産の部合計		1,505,492	100.00	1,682,345	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※7	1,364,714	90.65	1,480,455	88.00
借入金	※7	1,000	0.07	—	—
外国為替		14	0.00	30	0.00
社債	※10	3,000	0.20	55,500	3.30
その他負債		40,566	2.70	39,352	2.34
賞与引当金		1,528	0.10	1,652	0.10
役員賞与引当金		1,037	0.07	1,086	0.07
役員退職慰労引当金		—	—	54	0.00
利息返還損失引当金		—	—	16	0.00
連結調整勘定		297	0.02	—	—
負ののれん		—	—	2	0.00
支払承諾		2,326	0.15	1,871	0.11
負債の部合計		1,414,486	93.96	1,580,022	93.92
(資本の部)					
資本金		21,000	1.39	—	—
資本剰余金		19,000	1.26	—	—
利益剰余金		51,437	3.42	—	—
その他有価証券評価差額金		△432	△0.03	—	—
資本の部合計		91,005	6.04	—	—
負債及び資本の部合計		1,505,492	100.00	—	—
(純資産の部)					
資本金		—	—	21,000	1.25
資本剰余金		—	—	19,000	1.13
利益剰余金		—	—	64,046	3.80
株主資本合計		—	—	104,046	6.18
その他有価証券評価差額金		—	—	△98	△0.00
繰延ヘッジ損益		—	—	△1,624	△0.10
評価・換算差額等合計		—	—	△1,723	△0.10
純資産の部合計		—	—	102,322	6.08
負債及び純資産の部合計		—	—	1,682,345	100.00

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		68,323	100.00	75,643	100.00
資金運用収益		46,598		51,485	
貸出金利息		38,192		41,913	
有価証券利息配当金		5,333		6,106	
コールローン利息		36		637	
預け金利息		151		117	
その他の受入利息		2,884		2,711	
役務取引等収益		11,025		12,939	
その他業務収益		1,971		3,622	
その他経常収益	※1	8,727		7,595	
経常費用		44,279	64.81	50,054	66.17
資金調達費用		7,857		9,361	
預金利息		7,762		8,978	
譲渡性預金利息		4		2	
コールマネー利息		—		0	
債券貸借取引支払利息		—		0	
借入金利息		17		0	
社債利息		72		378	
その他の支払利息		1		0	
役務取引等費用		2,334		3,642	
その他業務費用		622		310	
営業経費		27,648		31,253	
その他経常費用		5,817		5,485	
貸倒引当金繰入額		—		753	
その他の経常費用	※2	5,817		4,732	
経常利益		24,043	35.19	25,588	33.83
特別利益		5,731	8.39	1,410	1.86
動産不動産処分益		2,007		—	
固定資産処分益		—		121	
償却債権取立益		5		1,289	
その他の特別利益	※3	3,717		—	

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別損失		751	1.10	122	0.16
動産不動産処分損		667		—	
固定資産処分損		—		90	
減損損失		25		11	
その他の特別損失		58		20	
税金等調整前当期純利益		29,022	42.48	26,876	35.53
法人税、住民税及び事業税		12,404	18.16	10,674	14.11
法人税等調整額		△531	△0.78	93	0.12
当期純利益		17,149	25.10	16,108	21.30

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		19,000
資本剰余金期末残高		19,000
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		35,588
利益剰余金増加高		17,149
当期純利益		17,149
利益剰余金減少高		1,300
配当金		1,300
利益剰余金期末残高		51,437

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	51,437	91,437
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当 (注)	—	—	△3,500	△3,500
当期純利益	—	—	16,108	16,108
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	12,608	12,608
平成19年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	64,046	104,046

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△432	—	△432	91,005
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当 (注)	—	—	—	△3,500
当期純利益	—	—	—	16,108
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)	333	△1,624	△1,291	△1,291
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	333	△1,624	△1,291	11,317
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△98	△1,624	△1,723	102,322

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		29,022	26,876
減価償却費		1,612	2,139
減損損失		25	11
連結調整勘定償却額		△274	—
負ののれん償却額		—	△295
貸倒引当金の純増減 (△)		△700	△1,587
賞与引当金の純増減 (△)		111	123
役員賞与引当金の純増減 (△)		802	49
役員退職慰労引当金の純増減 (△)		—	54
利息返還損失引当金の純増減 (△)		—	16
資金運用収益		△46,598	△51,485
資金調達費用		7,857	9,361
有価証券関係損益 (△)		△4,119	△798
金銭の信託の運用損益 (△)		△285	△154
動産不動産処分損益 (△)		△1,340	—
固定資産処分損益 (△)		—	△30
貸出金の純増 (△) 減		△162,623	△139,176
預金の純増減 (△)		36,637	115,740
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		△3,300	△1,000
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減		3,447	2,225
コールローン等の純増 (△) 減		1,751	△37,643
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		△38	△986
外国為替 (負債) の純増減 (△)		9	16
普通社債の発行・償還による純増減 (△)		—	40,000
資金運用による収入		38,568	44,202
資金調達による支出		△1,235	△5,928
その他		△4,978	△957
小計		△105,646	774

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
法人税等の支払額 (仮納付 分を含む)		△16,761	△10,299
営業活動によるキャッシュ・ フロー		△122,408	△9,525
II 投資活動によるキャッシュ・ フロー			
有価証券の取得による支出		△382,235	△208,398
有価証券の売却による収入		363,777	35,955
有価証券の償還による収入		108,707	131,855
金銭の信託の増加による支 出		△455	△3,407
金銭の信託の減少による収 入		1,392	3,625
動産不動産の取得による支 出		△1,943	—
有形固定資産の取得による 支出		—	△881
動産不動産の売却による収 入		4,972	—
有形固定資産の売却による 収入		—	389
無形固定資産の取得による 支出		—	△1,742
無形固定資産の売却による 収入		—	5
連結範囲の変更を伴う子会 社株式の取得による支出		△367	—
投資活動によるキャッシュ・ フロー		93,848	△42,599
III 財務活動によるキャッシュ・ フロー			
劣後特約付社債の発行によ る収入		—	12,500
配当金支払額		△1,300	△3,450
財務活動によるキャッシュ・ フロー		△1,300	9,049
IV 現金及び現金同等物の増加額		△29,860	△43,075
V 現金及び現金同等物の期首残 高		131,553	101,692
VI 現金及び現金同等物の期末残 高	※	101,692	58,617



連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 4社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。	(1) 連結子会社 2社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、前連結会計年度において連結子会社でありました相和ビジネス㈱と㈱スター銀リアルエステートマネジメントは清算したため、連結の範囲から除いております。
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 2社
3. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
	—————	(5) 繰延資産の会計処理 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 同左
	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,948百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,651百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	—————	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末における要支給見込額を計上しております。
	—————	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(13) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 同左
	(14) 重要なヘッジ会計の方針 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(14) 重要なヘッジ会計の方針 同左
	(15) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は連結会計年度の費用に計上しております。	(15) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は連結会計年度の費用に計上しております。
4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
5. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。	—————

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	—————	のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。
7. 利益処分項目の取扱い等に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	—————
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は103,947百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>（投資事業組合に関する実務対応報告）</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプションおよび交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金等に関する会計処理) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)の改正に伴い、従来、支給時に費用として処理しておりました役員退職慰労金は、当連結会計年度から、当該連結会計年度末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係) (1) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」として表示しております。</p> <p>(4) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、負債の部の「負ののれん」に含めて表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

追加情報

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い)</p> <p>「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号)が平成18年9月1日以後終了する中間連結会計期間が属する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり、利息返還損失引当金を計上しております。これにより、その他経常費用は16百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>



注記事項  
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は601百万円、延滞債権額は22,260百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）50百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,041百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,909百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、488百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は805百万円、延滞債権額は20,451百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,261百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,521百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、862百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																
<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、92百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、276百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="231 600 778 772"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,354百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>5,760百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>622百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等51,787百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,206百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,006百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が26,215百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 動産不動産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">3,000百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。</p>	有価証券	24,354百万円	貸出金	5,760百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,000百万円	預金	622百万円	<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、69百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,216百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="880 600 1428 705"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,085百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,171百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等33,600百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,295百万円あります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、145,429百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が98,597百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">4,059百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。</p>	有価証券	24,085百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,171百万円
有価証券	24,354百万円																
貸出金	5,760百万円																
担保資産に対応する債務																	
借入金	1,000百万円																
預金	622百万円																
有価証券	24,085百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	3,171百万円																

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. その他経常収益には、買取債権回収益6,185百万円を含んでおります。 ※2. その他の経常費用には、貸出金償却5,159百万円を含んでおります。 ※3. その他の特別利益には、貸倒引当金取崩益3,716百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、買取債権回収益 4,778百万円を含んでおります。 ※2. その他の経常費用には、貸出金償却 4,351百万円を含んでおります。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度増 加株式数 (千株)	当連結会計年度減 少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	700	—	—	700
合計	700	—	—	700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
連結子会社	—	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

(注) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき発行したものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月26日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成18年3月31日	平成18年5月26日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月25日 取締役会	普通株式	3,500	その他利益 剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (単位：百万円)
平成18年3月31日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 119,816	現金預け金勘定 74,516
日銀預け金以外の金融 機関への預け金 △18,123	日銀預け金以外の金融 機関への預け金 △15,898
現金及び現金同等物 <u>101,692</u>	現金及び現金同等物 <u>58,617</u>

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動産 70百万円	有形固定資産 92百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 47百万円	有形固定資産 61百万円
年度末残高相当額	年度末残高相当額
動産 23百万円	有形固定資産 30百万円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 11百万円	1年内 11百万円
1年超 11百万円	1年超 19百万円
合計 23百万円	合計 30百万円
(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
・支払リース料及び減価償却費相当額	・支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料 11百万円	支払リース料 13百万円
減価償却費相当額 11百万円	減価償却費相当額 13百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
・未経過リース料	・未経過リース料
1年内 3百万円	1年内 3百万円
1年超 3百万円	1年超 4百万円
合計 6百万円	合計 7百万円

(有価証券関係)

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	7	△0

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	579	1,694	1,114	1,114	—
債券	146,701	145,411	△1,290	12	1,303
国債	128,319	127,084	△1,234	11	1,245
地方債	609	596	△12	0	12
社債	17,773	17,730	△43	1	44
その他	87,140	86,592	△549	508	1,058
合計	234,421	233,697	△725	1,635	2,361

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上したものは除いております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	363,777	1,744	504

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額 (平成18年3月31日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,356
社債 (事業債)	32,655
その他の証券	1,766

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	19,236	123,082	27,962	7,785
国債	15,686	89,896	13,716	7,785
地方債	—	498	98	—
社債	3,550	32,688	14,147	—
その他	14,059	30,766	24,114	2,295
合計	33,296	153,848	52,077	10,080

II 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6	△0

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	483	1,287	804	804	—
債券	187,203	186,569	△633	6	640
国債	166,316	165,710	△605	0	606
地方債	609	603	△5	0	5
社債	20,277	20,255	△22	6	28
その他	74,457	74,161	△337	322	660
合計	262,143	262,018	△166	1,134	1,300

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上したものは除いております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	35,955	716	73

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	2,163
社債（事業債）	53,773
その他の証券	723

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	92,362	120,564	19,592	7,823
国債	84,958	65,086	7,842	7,823
地方債	4	499	100	—
社債	7,400	54,979	11,649	—
その他	4,616	29,907	27,696	—
合計	96,979	150,472	47,288	7,823

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,670	△17

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

該当事項なし

3. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

該当事項なし

II 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,624	△16

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当事項なし

3. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金 (平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△725
その他有価証券	△725
(+) 繰延税金資産	293
その他有価証券評価差額金	△432

(注) その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理したものは含まれておりません。

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金 (平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△166
その他有価証券	△166
(+) 繰延税金資産	67
その他有価証券評価差額金	△98

(注) その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理したものは含まれておりません。



(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行では、通貨関連で為替予約取引、金利関連で金利スワップ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、顧客のニーズに対応するための取引、市場でのカバー取引及び当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引のリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク（市場リスク）と取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなることにより被るリスク（信用リスク）があります。

(3) リスク管理体制

デリバティブ取引の執行は、トレジャリーチームの内部規定等の定められた執行手続きに従って行っており、市場リスク等については、統合リスクマネジメントチームが日々モニタリングを行うとともにALM委員会等経営陣への報告を定期的に行っております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	25,646	25,646	△14	△14
	受取固定・支払変動	12,800	12,800	△687	△687
	受取変動・支払固定	12,846	12,846	672	672
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△14	△14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	2,828	—	2	2
	売建	1,192	—	△14	△14
	買建	1,636	—	17	17
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (4) 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (5) 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

## II 当連結会計年度

## 1. 取引の状況に関する事項

## (1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行では、金利関連で金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨関連で為替予約取引、その他バスケット・オプション取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、仕組み預金など顧客のニーズに対応するための取引、市場でのカバー取引及び当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

なお、金融資産及び負債から生じる金利リスクを管理するため、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。当ヘッジ会計の方法は、業種別監査委員会報告第24号に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジの手段は金利スワップ取引、ヘッジの対象は定期預金の一部であります。

ヘッジ方針は、取締役会の定める「ヘッジ運営基本ポリシー」に従い、ヘッジ対象となる資産・負債等の状況を十分に考慮し決定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し、ヘッジ対象とヘッジ取引の金利変動幅等を比較することにより判断しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引のリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク（市場リスク）と取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなることにより被るリスク（信用リスク）があります。

(3) リスク管理体制

当行は、取締役会の定めた「市場性リスク管理の基本ポリシー」及び「クレジットポリシー」に従い、デリバティブ取引を含む市場性取引全般を管理しております。

デリバティブ取引の執行は、トレジャリーチームの内部規定等の定められた執行手続に従って行っております。

取引状況のモニタリングは、市場リスクについては、統合リスクマネジメントチームが日次で行うとともにALM委員会等経営陣への報告を定期的に行っております。また、信用リスクについては、「デリバティブ取引等与信管理規程」に従って、コーポレートクレジットリスクマネジメントグループが月次で（個別取引先の信用状態が急に变化した場合は随時）行い、必要に応じてクレジット・リスク・コミッテイー等経営陣へ報告を行う体制を取っております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	399,244	399,244	△164	△164
	受取固定・支払変動	198,669	198,669	△632	△632
	受取変動・支払固定	199,373	199,373	466	466
	受取変動・支払変動	1,201	1,201	2	2
	金利オプション	33,978	33,978	—	31
	売建	16,989	16,989	△45	151
	買建	16,989	16,989	45	△119
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△164	△133

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	29,728	5,871	△9	△9
	売建	21,659	2,945	△189	△189
	買建	8,069	2,925	180	180
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△9	△9

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (7) その他（平成19年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	771	771	—	—
	売建	385	385	△58	41
	買建	385	385	58	△41
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引先金融機関等から提示された価格により算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の内容

当行グループは、退職給付制度として平成16年4月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
勤務費用 (確定拠出年金への掛金拠出額)	281	297
退職給付費用	281	297

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

1. スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行の執行役：4 当行の使用人：69 当行子会社の取締役：1
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 7,000株
付与日	平成17年12月12日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日 (平成19年6月30日) まで継続して当行または当行子会社もしくは関連会社の役員 (監査役を含む。) または使用人の地位にあること。ただし、事前に当行の取締役会が特別にその後の本新株予約権の保有および行使を認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成17年12月12日 至 平成19年 6月30日
権利行使期間	自 平成19年 7月 1日 至 平成22年 6月30日 ただし、付与対象者が平成22年6月30日より以前に、当行または当行の子会社もしくは関連会社の役員または使用人のいずれの地位をも喪失した場合 (死亡による場合を除く) に、その地位の喪失時に権利行使期間は終了する。

(注) 株式数に換算して記載している。

2. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	7,000
付与	—
失効	1,100
権利確定	—
未確定残	5,900
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(2) 単価情報

	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	440,843
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">11,216</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">599</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">523</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">295</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">607</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,242</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△829</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,412</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子会社投資評価損</td> <td style="text-align: right;">△10</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△10</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">12,402</td> </tr> </table> <p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産	百万円	貸倒引当金	11,216	賞与引当金	599	未払事業税	523	その他有価証券評価差額金	295	その他	607	繰延税金資産小計	13,242	評価性引当額	△829	繰延税金資産合計	12,412	繰延税金負債		子会社投資評価損	△10	繰延税金負債合計	△10	繰延税金資産の純額	12,402	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">11,184</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">1,114</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">672</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">424</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">213</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">430</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,041</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△816</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,224</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券償還差益</td> <td style="text-align: right;">△25</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△25</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">13,198</td> </tr> </table> <p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産	百万円	貸倒引当金	11,184	繰延ヘッジ損失	1,114	賞与引当金	672	未払事業税	424	減価償却費	213	その他	430	繰延税金資産小計	14,041	評価性引当額	△816	繰延税金資産合計	13,224	繰延税金負債		有価証券償還差益	△25	繰延税金負債合計	△25	繰延税金資産の純額	13,198
繰延税金資産	百万円																																																						
貸倒引当金	11,216																																																						
賞与引当金	599																																																						
未払事業税	523																																																						
その他有価証券評価差額金	295																																																						
その他	607																																																						
繰延税金資産小計	13,242																																																						
評価性引当額	△829																																																						
繰延税金資産合計	12,412																																																						
繰延税金負債																																																							
子会社投資評価損	△10																																																						
繰延税金負債合計	△10																																																						
繰延税金資産の純額	12,402																																																						
繰延税金資産	百万円																																																						
貸倒引当金	11,184																																																						
繰延ヘッジ損失	1,114																																																						
賞与引当金	672																																																						
未払事業税	424																																																						
減価償却費	213																																																						
その他	430																																																						
繰延税金資産小計	14,041																																																						
評価性引当額	△816																																																						
繰延税金資産合計	13,224																																																						
繰延税金負債																																																							
有価証券償還差益	△25																																																						
繰延税金負債合計	△25																																																						
繰延税金資産の純額	13,198																																																						

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結会社は銀行業以外に一部で貸金業、クレジットカードの取扱いに関する業務等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

## 【国際業務経常収益】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、国際業務（海外）経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務（海外）経常収益の記載を省略しております。

## 【関連当事者との取引】

## I 前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

## II 当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

## (1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	130,007.85	146,175.53
1株当たり当期純利益	円	24,499.10	23,012.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	17,149	16,108
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	17,149	16,108
普通株式の期中平均株式数	千株	700	700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権であります。 ・発行数 1,400個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 3,085,901,000円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日～平成22年6月30日	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権であります。 ・発行数 1,180個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 2,600,973,700円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日～平成22年6月30日

2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2,321円12銭減少しております。

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	—



⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第1回国内公募無担保社債	平成18年 11月16日	—	20,000	1.78	なし	平成23年 11月16日
当行	第2回国内公募無担保社債 (劣後特約付)	平成19年 2月8日	—	12,500	1.95	なし	平成29年 2月8日
当行	第1回期限付劣後社債	平成16年 3月4日	3,000	3,000	3.04	なし	平成26年 3月4日
当行	第2回期限付社債	平成18年 6月15日	—	10,000	0.96	なし	平成23年 6月15日
当行	第3回期限付社債	平成18年 6月15日	—	10,000	0.96	なし	平成23年 6月16日
合計	—	—	3,000	55,500	—	—	—

(注) 社債の連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
社債(百万円)	—	—	—	—	40,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	1,000	—	—	—
借入金	1,000	—	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税(法人税、住民税及び事業税)について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違(東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。)から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		118,959	7.91	71,894	4.27
現金		25,911		51,217	
預け金		93,048		20,676	
コールローン		1,526	0.10	45,817	2.72
買入金銭債権		48,293	3.21	41,645	2.47
商品有価証券		7	0.00	6	0.00
商品国債		7		6	
金銭の信託		3,670	0.24	3,624	0.22
有価証券	※1,8	276,683	18.39	323,599	19.22
国債		127,084		165,710	
地方債		596		603	
社債		50,385		74,028	
株式		10,332		8,444	
その他の証券		88,283		74,811	
貸出金	※ 2,3, 4,5, 7,9	1,025,534	68.16	1,164,946	69.20
割引手形	※6	488		862	
手形貸付		76,475		55,885	
証書貸付		905,977		1,064,317	
当座貸越		42,593		43,881	
外国為替		275	0.02	1,261	0.08
外国他店預け		275		1,261	
その他資産		22,409	1.49	17,205	1.02
未決済為替貸		1,778		5,171	
前払費用		103		111	
未収収益		2,768		3,676	
金融派生商品		—		975	
繰延ヘッジ損失		6,374		—	
その他の資産	※8	11,384		7,269	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
動産不動産	※10	13,808	0.92	—	
土地建物動産		11,656		—	
保証金権利金		2,152		—	
有形固定資産	※10	—		11,085	0.66
建物		—		3,542	
土地		—		5,955	
建設仮勘定		—		0	
その他の有形固定資産		—		1,586	
無形固定資産		—		4,793	0.29
ソフトウェア		—		2,641	
その他の無形固定資産		—		2,152	
繰延税金資産		12,097	0.80	12,014	0.72
支払承諾見返		2,559	0.17	2,091	0.12
貸倒引当金		△21,245	△1.41	△16,599	△0.99
資産の部合計		1,504,579	100.00	1,683,388	100.00
(負債の部)					
預金	※8	1,366,471	90.82	1,484,137	88.16
当座預金		6,457		6,941	
普通預金		360,375		473,080	
貯蓄預金		1,313		1,027	
通知預金		4,564		3,780	
定期預金		942,808		940,248	
定期積金		169		101	
その他の預金		50,783		58,957	
外国為替		14	0.00	30	0.00
未払外国為替		14		30	
社債	※11	3,000	0.20	55,500	3.30
その他負債		40,107	2.67	38,163	2.27
未決済為替借		481		671	
未払法人税等		7,723		5,170	
未払費用		16,044		20,867	
前受収益		1,681		1,529	
給付補てん備金		1		0	
金融派生商品		5,725		3,080	
債権取得差額金		4,766		1,221	
その他の負債		3,683		5,621	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
賞与引当金		1,501	0.10	1,636	0.10
役員賞与引当金		1,037	0.07	1,086	0.07
役員退職慰労引当金		—	—	54	0.00
支払承諾		2,559	0.17	2,091	0.12
負債の部合計		1,414,691	94.03	1,582,699	94.02
(資本の部)					
資本金	※12	21,000	1.39	—	—
資本剰余金		19,000	1.26	—	—
資本準備金		19,000		—	
利益剰余金		50,316	3.34	—	—
利益準備金		2,000		—	
当期末処分利益		48,316		—	
その他有価証券評価差額金		△427	△0.02	—	—
資本の部合計		89,888	5.97	—	—
負債及び資本の部合計		1,504,579	100.00	—	—
(純資産の部)					
資本金		—	—	21,000	1.25
資本剰余金		—	—	19,000	1.13
資本準備金		—		19,000	
利益剰余金		—	—	62,411	3.70
利益準備金		—		2,000	
その他利益剰余金		—		60,411	
繰越利益剰余金		—		60,411	
株主資本合計		—	—	102,411	6.08
その他有価証券評価差額金		—	—	△98	△0.01
繰延ヘッジ損益		—	—	△1,624	△0.10
評価・換算差額等合計		—	—	△1,723	△0.10
純資産の部合計		—	—	100,688	5.98
負債及び純資産の部合計		—	—	1,683,388	100.00

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		66,545	100.00	73,726	100.00
資金運用収益		45,627		50,595	
貸出金利息		37,225		41,036	
有価証券利息配当金		5,331		6,106	
コールローン利息		36		637	
預け金利息		149		105	
金利スワップ受入利息		1,360		1,250	
その他の受入利息		1,523		1,460	
役務取引等収益		10,845		12,789	
受入為替手数料		1,304		2,410	
その他の役務収益		9,541		10,378	
その他業務収益		1,940		3,039	
外国為替売買益		203		64	
国債等債券売却益		1,320		95	
金融派生商品収益		416		1,668	
その他の業務収益		—		1,211	
その他経常収益		8,132		7,301	
株式等売却益		—		772	
金銭の信託運用益		303		170	
買取債権回収益		6,185		4,778	
その他の経常収益		1,642		1,580	
経常費用		44,370	66.67	52,008	70.54
資金調達費用		7,840		9,361	
預金利息		7,762		8,979	
譲渡性預金利息		4		2	
コールマネー利息		—		0	
債券貸借取引支払利息		—		0	
社債利息		72		378	
その他の支払利息		1		0	
役務取引等費用		4,502		7,792	
支払為替手数料		111		186	
その他の役務費用		4,391		7,605	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
その他業務費用		505		309	
商品有価証券売買損		0		0	
国債等債券売却損		504		73	
社債発行費償却		—		235	
その他の業務費用		0		0	
営業経費		26,372		31,014	
その他経常費用		5,149		3,530	
貸出金償却		4,510		3,215	
株式等償却		24		—	
金銭の信託運用損		18		16	
その他の経常費用		596		298	
経常利益		22,174	33.33	21,717	29.46
特別利益		7,505	11.28	4,878	6.62
動産不動産処分益		2,007		—	
固定資産処分益		—		121	
貸倒引当金戻入益		—		3,472	
償却債権取立益		3		1,284	
その他の特別利益	※1	5,494		—	
特別損失		716	1.08	101	0.14
動産不動産処分損		637		—	
固定資産処分損		—		78	
減損損失		25		7	
その他の特別損失		53		15	
税引前当期純利益		28,964	43.53	26,494	35.94
法人税、住民税及び事業税		12,536	18.84	9,926	13.47
法人税等調整額		△267	△0.40	971	1.32
当期純利益		16,695	25.09	15,595	21.15
前期繰越利益		31,621		—	
当期未処分利益		48,316		—	

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

(利益処分計算書)

		前事業年度 (取締役会決議年月日 平成18年5月26日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
当期末処分利益		48,316
利益処分額		3,500
配当金		(1株につき5,000円00銭) 3,500
次期繰越利益		44,816

(株主資本等変動計算書)

当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	48,316	50,316	90,316
事業年度中の変動額							
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△3,500	△3,500	△3,500
当期純利益	—	—	—	—	15,595	15,595	15,595
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	12,095	12,095	12,095
平成19年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	60,411	62,411	102,411

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△427	—	△427	89,888
事業年度中の変動額				
剰余金の配当 (注)	—	—	—	△3,500
当期純利益	—	—	—	15,595
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	329	△1,624	△1,295	△1,295
事業年度中の変動額合計 (百万円)	329	△1,624	△1,295	10,799
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△98	△1,624	△1,723	100,688

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	—————	社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建ての資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左



	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>7. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,868百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,969百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>
	<p>—————</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の当事業年度末における要支給見込額を計上しております。</p>
8. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
9. ヘッジ会計の方法	<p>—————</p>	<p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>
10. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
11. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理	<p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>	同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年 8月 9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	—

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日) を当事業年度より適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は102,313百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日) 及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日) が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日) が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金等に関する会計処理) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)の改正に伴い、従来、支給時に費用として処理しておりました役員退職慰労金は、当事業年度から、当事業年度末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年 4月28日)により改正され、平成18年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。</p>

注記事項  
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 5,281百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は465百万円、延滞債権額は21,057百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）50百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6百万円 であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,818百万円 であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,348百万円 であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 633百万円、延滞債権額は 19,482百万円 あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 2百万円 あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,261百万 円 あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 34,380百万 円 あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、488百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、92百万円です。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、20,578百万円です。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="231 851 766 985"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,354百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>622百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等51,787百万円を差し入れております。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、65,407百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が32,616百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 2,922百万円</p> <p>※11. 社債には、劣後特約付社債 3,000百万円が含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,354百万円	担保資産に対応する債務		預金	622百万円	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、862百万円です。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、69百万円です。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、5,740百万円です。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="877 851 1412 985"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,085百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,171百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等33,600百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は2,254百万円です。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,515百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が94,682百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 3,953百万円</p> <p>※11. 社債には、劣後特約付社債 15,500百万円が含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,085百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,171百万円
担保に供している資産																	
有価証券	24,354百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	622百万円																
担保に供している資産																	
有価証券	24,085百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	3,171百万円																

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※12. 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,800千株 発行済株式総数 普通株式 700千株 13. 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 — 百万円 14. 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 — 百万円	_____ 13. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 — 百万円 14. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務総額 — 百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. その他の特別利益には、貸倒引当金取崩益4,845百万円を含んでおります。	_____

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)	摘要
自己株式	—	—	—	—	
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	



## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料</li> <li>・減価償却費相当額</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	70百万円	減価償却累計額相当額		動産	47百万円	期末残高相当額		動産	23百万円	1年内	11百万円	1年超	11百万円	合計	23百万円	1年内	3百万円	1年超	3百万円	合計	6百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">92百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">61百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料</li> <li>・減価償却費相当額</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	92百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	61百万円	期末残高相当額		有形固定資産	30百万円	1年内	11百万円	1年超	19百万円	合計	30百万円	1年内	3百万円	1年超	4百万円	合計	7百万円
取得価額相当額																																																	
動産	70百万円																																																
減価償却累計額相当額																																																	
動産	47百万円																																																
期末残高相当額																																																	
動産	23百万円																																																
1年内	11百万円																																																
1年超	11百万円																																																
合計	23百万円																																																
1年内	3百万円																																																
1年超	3百万円																																																
合計	6百万円																																																
取得価額相当額																																																	
有形固定資産	92百万円																																																
減価償却累計額相当額																																																	
有形固定資産	61百万円																																																
期末残高相当額																																																	
有形固定資産	30百万円																																																
1年内	11百万円																																																
1年超	19百万円																																																
合計	30百万円																																																
1年内	3百万円																																																
1年超	4百万円																																																
合計	7百万円																																																

## (有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成18年3月31日現在)及び当事業年度(平成19年3月31日現在)について該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">10,232百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">588</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">517</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">293</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">171</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">293</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>繰延税金資産合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>12,097</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>繰延税金負債合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>—</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>12,097百万円</u></td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	10,232百万円	賞与引当金	588	未払事業税	517	その他有価証券評価差額金	293	減価償却費	171	その他	293	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>12,097</u>	<u>繰延税金負債合計</u>	<u>—</u>	繰延税金資産の純額	<u>12,097百万円</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">9,261百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">1,114</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">665</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">183</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">451</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>繰延税金資産合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>12,040</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券償還差益</td> <td style="text-align: right;">△25</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>繰延税金負債合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>△25</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>12,014百万円</u></td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	9,261百万円	繰延ヘッジ損失	1,114	賞与引当金	665	未払事業税	364	減価償却費	183	その他	451	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>12,040</u>	繰延税金負債		有価証券償還差益	△25	<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△25</u>	繰延税金資産の純額	<u>12,014百万円</u>
繰延税金資産																																													
貸倒引当金	10,232百万円																																												
賞与引当金	588																																												
未払事業税	517																																												
その他有価証券評価差額金	293																																												
減価償却費	171																																												
その他	293																																												
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>12,097</u>																																												
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>—</u>																																												
繰延税金資産の純額	<u>12,097百万円</u>																																												
繰延税金資産																																													
貸倒引当金	9,261百万円																																												
繰延ヘッジ損失	1,114																																												
賞与引当金	665																																												
未払事業税	364																																												
減価償却費	183																																												
その他	451																																												
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>12,040</u>																																												
繰延税金負債																																													
有価証券償還差益	△25																																												
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△25</u>																																												
繰延税金資産の純額	<u>12,014百万円</u>																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。</p>																																												

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	128,411.95	143,840.32
1株当たり当期純利益	円	23,850.06	22,279.33
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	希薄化効果を有している潜在株式 が存在しないため記載しておりませ ん。	希薄化効果を有している潜在株式 が存在しないため記載しておりませ ん。

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	16,695	15,595
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	16,695	15,595
普通株式の期中平均株式数	千株	700	700
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要		第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同第280 条ノ21の規定に基づくストック・ オプションとしての新株予約権で あります。 ・発行数 1,400個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 3,085,901,000円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日～平成22年6月30日	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同第280 条ノ21の規定に基づくストック・ オプションとしての新株予約権で あります。 ・発行数 1,180個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 2,600,973,700円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日～平成22年6月30日

2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2,321円12銭減少しております。

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
_____	_____

④【附属明細表】

当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
土地	6,155	—	199	5,955	—	—	5,955
建物	4,009	601	56	4,554	1,011	248	3,542
建設仮勘定	—	717	716	0	—	—	0
その他の有形固定資産	4,414	263	149 (7)	4,528	2,941	839	1,586
有形固定資産計	14,578	1,582	1,122 (7)	15,039	3,953	1,087	11,085
無形固定資産							
ソフトウェア	3,482	1,101	15	4,569	1,927	851	2,641
その他の無形固定資産	1,552	1,193	589	2,156	4	4	2,152
無形固定資産計	5,035	2,295	605	6,725	1,931	856	4,793

(注) 当期減少額欄における( )内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	21,245	16,599	2,387	18,858	16,599
一般貸倒引当金	13,091	9,916	145	12,945	9,916
個別貸倒引当金	8,154	6,683	2,242	5,912	6,683
うち非居住者向け債権分	1,975	—	1,975	—	—
賞与引当金	1,501	1,636	1,468	32	1,636
役員賞与引当金	1,037	379	329	—	1,086
役員退職慰労引当金	—	54	—	—	54
計	23,784	18,669	4,186	18,890	19,376

(注) 1. 貸倒引当金の当期増加額のうち122百万円は、損益計算書上、償却原価法の適用による収益と直接相殺しております。

2. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金…………… 洗替による取崩額

個別貸倒引当金…………… 洗替による取崩額

3. 賞与引当金における当期減少額(その他)は、見積もりの差異にかかる取り崩しであります。

## ○未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	7,723	5,170	7,723	—	5,170
未払法人税等	6,215	4,201	6,215	—	4,201
未払事業税	1,508	969	1,508	—	969

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成19年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

## ① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金7,399百万円、他の銀行への預け金11,162百万円その他であります。
その他の証券	外国証券74,087百万円その他であります。
前払費用	通勤手当111百万円であります。
未収収益	貸出金利息2,200百万円及び有価証券利息844百万円等であります。
その他の資産	敷金2,209百万円および仮払金4,682百万円その他であります。

## ② 負債の部

その他の預金	外貨預金50,736百万円その他であります。
未払費用	預金利息18,540百万円その他であります。
前受収益	受入保証料753百万円及び貸出金利息476百万円その他であります。
その他の負債	仮受金2,911百万円（清算法人費用等）、未払金1,727百万円その他であります。

## (3) 【その他】

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めらるものとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日および9月30日 なお、上記のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができます。
1単元の株式数	1株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
その他手数料	株券喪失登録申請及び抹消の申請についての手料は、1件につき10,000円、1枚につき500円であります。また、不所持株券の交付請求、分割または併合による再発行、汚損または毀損による再発行及び株券失効による再発行についての手料は、1枚につき印紙税相当額であります。
公告掲載方法	電子公告 当行ホームページ( <a href="http://www.tokyostarbank.co.jp">http://www.tokyostarbank.co.jp</a> )に掲載します。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

(1) 親会社等の名称

- ① ローンスター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル
- ② ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド

(2) 株式の所有者別状況

- ① ローンスター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	2	-	-	2	-
所有株式数 (株)	-	-	-	-	288,559	-	-	288,559	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	-	100.00	-	-	100.00	-

- ② ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	4	-	-	4	-
所有普通株式 数(株)	-	-	-	-	12,000	-	-	12,000	-
所有普通株式 数の割合 (%)	-	-	-	-	100.00	-	-	100.00	-

## (3) 大株主の状況

## ① ローンスター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド	Washington Mall, 1 <sup>st</sup> Floor, Suite 104, 7 Reid Street, Hamilton HM11, Bermuda	251,762	87.25
エル・エス・エフ・ラックス・ホールディングス・リミテッド	Washington Mall, 1 <sup>st</sup> Floor, Suite 104, 7 Reid Street, Hamilton HM11, Bermuda	36,797	12.75
計	—	288,559	100.00

## ② ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有普通株式数 (株)	発行済普通株式総数に対する所有普通株式数の割合 (%)
ローンスター・ファンドⅡ (U.S.), L.P.	717 N. Harwood Suite 2200 Dallas, Texas 75201, USA	3,000	25.00
ローンスター・ファンドⅢ (U.S.), L.P.	717 N. Harwood Suite 2200 Dallas, Texas 75201, USA	3,000	25.00
ローンスター・ファンドⅣ (U.S.), L.P.	717 N. Harwood Suite 2200 Dallas, Texas 75201, USA	3,000	25.00
ローンスター・ファンドⅤ (U.S.), L.P.	717 N. Harwood Suite 2200 Dallas, Texas 75201, USA	3,000	25.00
計	—	12,000	100.00



## (4) 役員 の 状 況

## ① ロー ン ・ ス タ ー ・ キ ャ ピ タ ル ・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ ・ エ ス ・ エ ー ア ー ル ・ エ ル

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
マネージャー	—	エリス・ショート	昭和35年10月6日生	平成13年7月 ロー ン ・ ス タ ー ・ グ ロ ー バ ル ・ ア ク イ ジ ュ シ ョ ン ズ ・ リ ミ テ ッ ド プ レ ジ デ ン ト (現職) 平成14年10月 当 行 取 締 役 (現 職) 平成15年11月 ロー ン ・ ス タ ー ・ キ ャ ピ タ ル ・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ ・ エ ス ・ エ ー ア ー ル ・ エ ル マ ネ ー ジ ャ ー (現職)	(注)	—
マネージャー	—	マイケル・ディー・トムソン	昭和36年8月27日生	平成15年2月 ロー ン ・ ス タ ー ・ キ ャ ピ タ ル ・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ ・ エ ス ・ エ ー ア ー ル ・ エ ル マ ネ ー ジ ャ ー (現職) 平成16年10月 ロー ン ・ ス タ ー ・ マ ネ ー ジ メ ン ト ・ カ ン パ ニ ー Ⅲ ・ リ ミ テ ッ ド デ ィ レ ク タ ー (現職)	(注)	—
マネージャー	—	フィリップ・デイトーニー	昭和41年4月9日生	平成15年10月 ロー ン ・ ス タ ー ・ キ ャ ピ タ ル ・ マ ネ ジ メ ン ト ・ エ ス ピ ー ア ー ル エ ル デ ィ レ ク タ ー (現職) 平成15年11月 ロー ン ・ ス タ ー ・ キ ャ ピ タ ル ・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ ・ エ ス ・ エ ー ア ー ル ・ エ ル マ ネ ー ジ ャ ー (現職)	(注)	—

(注) 任期の定めはなく、株主総会において持分の過半数を有する株主の決議により解任、新たなマネージャーの選任をすることができる。

② ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長	—	マイケル・ディー・トムソン	昭和36年8月27日生	平成16年8月 ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド 取締役 平成16年10月 同社 取締役社長 (現職) ローン・スター・マネージメント・カンパニーⅢ・リミテッド ディレクター (現職)	(注)	—
取締役	ヴァイスプレジデント	ベンジャミン・ディー・ヴェルヴィン三世	昭和39年7月17日生	平成13年7月 ローンスター・マネージメント・カンパニーⅢ・リミテッド ディレクター (現職) 平成15年1月 ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド ヴァイスプレジデント 平成16年8月 同社 取締役 ヴァイスプレジデント (現職)	(注)	—
取締役	—	ドーン・シー・グリフィス	昭和47年12月25日生	平成13年5月 ローンスター・マネージメント・カンパニーⅢ・リミテッド ディレクター (現職) 平成14年4月 コニアーズ・デイル・アンド・パーマン パミュダパートナー (現職) 平成14年11月 ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド 取締役 (現職)	(注)	—

(注) 平成18年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

(5) 貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書等

① ローンスター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エーアール・エル

当該会社は、アーンスト・アンド・ヤングより財務諸表の監査を受けており、監査報告書（ユーロ表示による貸借対照表、損益計算書及び注記のみを対象）、貸借対照表、損益計算書及び注記の原本写しと同和訳文を添付しております。

なお、営業報告書及び附属明細書等は作成しておりません。

(注) 円換算レートは、平成18年12月29日公表仲値（1ユーロ＝156円67銭）を適用しています。

② ローンスター・グローバル・ホールディングス・リミテッド

当該会社は、貸借対照表及び損益計算書の原本写しと同和訳文を添付しております。但し、当該書類については、監査人より監査を受けておりません。

なお、営業報告書及び附属明細書等は作成しておりません。

(注) 円換算レートは、平成18年12月29日公表仲値（1米ドル＝118円94銭）を適用しています。

## 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 自己株券買付状況報告書
  - (イ) 報告期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日）平成18年4月10日関東財務局長に提出。
  - (ロ) 報告期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日）平成18年5月10日関東財務局長に提出。
  - (ハ) 報告期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年5月25日）平成18年6月12日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第5期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月28日関東財務局長に提出。
- (3) 発行登録書  
社債の募集に係る発行登録書であります。平成18年10月6日関東財務局長に提出
- (4) 発行登録追補書類  
平成18年10月6日提出の発行登録書（社債の募集）に係る発行登録追補書類であります。平成18年11月8日関東財務局長に提出
- (5) 半期報告書  
（第6期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月22日関東財務局長に提出。
- (6) 訂正発行登録書  
平成18年10月6日提出の発行登録書（社債の募集）に係る訂正発行登録書であります。平成18年12月25日関東財務局長に提出
- (7) 発行登録追補書類  
平成18年10月6日提出の発行登録書（社債の募集）に係る発行登録追補書類であります。平成19年1月31日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社 東京スター銀行

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 道美 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

株式会社 東京スター銀行

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 内田 満雄 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 志村 さやか 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社 東京スター銀行

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 道美 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

株式会社 東京スター銀行

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 内田 満雄 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 志村 さやか 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上